

日本醫史學雜誌

第15卷 第1号

昭和44年4月30日発行

原 著

- 栗崎道有伝補遺……………大鳥蘭三郎…(1)
安懷堂をめぐる二・三の問題……………片桐 一男…(6)
安懷堂と日習堂……………片桐 一男…(9)
烏山松円ははたして庄内藩医か……………松木 明知…(12)
山鳴大年にあてた洪庵と郁藏の書簡……………小田 皓二…(16)

学 会 記 事

- 伊藤圭介翁の旭園趾碑建碑除幕式について……………吉川 芳秋…(21)

資 料

- 明治・大正医師会史略……………塩沢 香…(31)

例 会 記 事

- ……………(48)

雜 報

- ……………(51)
-

通 卷 第 1375 号

日 本 医 史 学 会

東京都文京区本郷2~1~1
順天堂大学医学部医史学教授室内
振替口座・東京15250番

耐性菌による 難治性感染症に



■ 合成セファロスポリンC製剤

セポラン^注

(一般名 セファロリジン)

〈特 長〉

- グラム陽性ならびに陰性菌に対し広範囲に作用する
- 病原微生物に対し 強力な殺菌作用を有する
- 他剤耐性菌にもすぐれた感受性を示す
- 筋注によって高い血中濃度 尿中排泄がみられる
- 無刺激 無痛で連続投与が可能である

〈適 応 症〉

ブドウ球菌 レンサ球菌 肺炎球菌 リン菌 肺炎桿菌 髄膜炎菌 大腸菌等の セポラン感受性菌による感染症

〈包 装〉

- 250mg(力価)・500mg(力価)・1g(力価)バイアル

〈新薬価基準〉

- 250mg1,056円／500mg1,820円／1g3,550円各1バイアル



鳥居薬品
東京・日本橋本町

支店 大 阪 ・ 札 幌
福 岡 ・ 名 古 屋

《健保適用》

栗崎道有伝補遺

大鳥 蘭三郎

Supplements to the Biography of Kurisaki Doyu

Ranzaburo Otori

Medical School of Keio University

私が栗崎道有正羽のことを調べる直接の動機をなしたのは私が年来読んでいる「蘭館日誌」のなかに実にしばしばその名が出てくるからである。具体的にいえば、「蘭館日誌」の一六九八年（元禄一一）四月十三日の項から一七二

Barent Swart は四回、Ketelaar は四回 Drinkman も四回日本へ来ている。

六年（享保一一）十二月二十一日に至る二十八年間に三十四回その名が記されている。

この数は栗崎道有が一六九八年にオランダ商館の医官に会ってから二十八年後の一七二六年に最後に会うまでの数とは一致しない。それは道有がオランダ医官と会わない年が数年あったからである。

このうち、最後の二例を除いた三十二例はすべて栗崎道有がオランダ商館の医師と会見した時の記録である。二十八年間に道有が会った医師は七人で、その名は Mathijs Raquet, Willem Wagemans, Pteier Kesteloot, Hendrik van Gent, Barent Swart, Willem Ketelaar, Davrid-Drinkman である。

それはともかくとして、栗崎道有の場合のように同一の日本人医家が二十年以上にわたり三十数回もオランダ人と会っていることが「オランダ商館」日誌に記されているのは全く珍らしい。このような例を私は他に知らない。これには何か理由があるのではないかと思ひ、調べてみる気になった。

これ等の人々のうち一回限りで日本に来なくなったのは van Gent ただ一人だけで、Wagemans は十一回も、

「蘭館日誌」に Coeri Saeki Douw と記されているだけでは、南蠻流外科として特異であった栗崎家の一族である

ということは分ってもそのうちの誰であるかは判明しない。

それを調査する拠り所となるものは、この人が十七世紀の終りから十八世紀のはじめにかけて活躍した人であることと「蘭館日誌」の一七二六年十二月二十一日の項に、

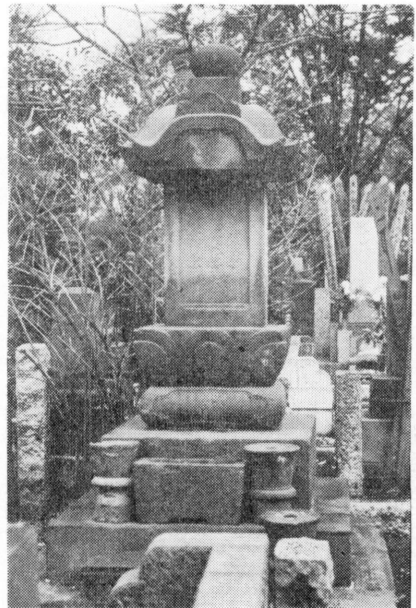
「小通詞ヨヘイが来て、將軍の侍医栗崎道有が江戸で先月十一月に死んだということを明らかにした。」とある記事である。

これを手懸りとして調べてみると「蘭館日誌」に記されている Coeri Sacki Douw は栗崎道有正羽であることがわかる。

栗崎流外科、ことにその始祖といわれている栗崎道喜については不明の箇処が少なくないが、栗崎道有正羽については比較的よくわかっている。

しかし、それでも諸書に記してあるその伝記はすべて符合するというわけではなくそのいづれに従うべきか判断に苦しむところがある。たとえばその没した年月日にしても死んだ時の年齢にしてもまちまちで一致しない。

そこで私はこの疑問を解くため栗崎道有正羽の墓を探訪することにした。その墓は現在東京都中野区上高田四の十四の功運寺にある。この寺は曹洞宗で、山号は万晶山、寺



名から推定される通り、もと三田の功運町にあったが、大正の関東大震災火災後中野区へ移ったのである。その墓は三段の台石の上に笠のついた縦約五十センチ、横二十五センチ角の棹石で、正面、向って右側面、裏面に刻文が見える。

正面には三人の諱名とその死亡年月日とがそれぞれ一行づつに刻まれている。その中央のものは、顕曜院釈道喜正元居士 慶安四辛卯年十二月三十日とあり、向って右側のもは光巍院釈道有正家居士、延宝九辛酉年八月十三日、向って左側のもは瑞雲院殿暢岳正羽居士 享保十一丙午年十月二十日と読める。

なお墓石の向って右側面に栗崎氏墓その裏面に正徳三癸巳年八月十三日立と刻まれてある。墓にある刻文は以上がすべてであって、私が期待していた碑文のようなものにも見当らなかつた。

墓に刻まれている三つの譜名のうち、ここで問題にしている栗崎道有のものはその死亡年月日から考えてその向って左側の瑞光院殿暢岳正羽居士とあるのがそれであることがわかる。

「寛政重修諸家譜」によれば、正羽、初の名は道仙、道有と号し、番医・寄合医となり、享保十一年十月二十日没、年六十七とある。その死没年月日は墓に刻まれてあるところと一致している。このことからその死亡年齢六十七とあるのを正しいものとすれば正羽の生れた年は万治三年（一六六〇）となる。

「長崎先民伝」中に記されているその伝記によれば、正羽は少年の頃は疎濶無頼であったが、その十三歳の時、ある人の刀疵を治療して十三針ほど縫ってこれに成功したという。しかもこれはその父正家の留守中に無断で敢行したもので、正家はこのことを怒って鞭で打とうとしたが、心ひそかにその才能を認めてこれを中止したという。

元禄四年（一六九二）、その三十二歳の時に吉田自庵、村山自伯と共に幕府医官に推挙せられ、御番外科となった。元禄十四年（一七〇二）三月十四日、吉良上野介が浅野内匠頭長矩のために殿中で受けた傷を治療したのは正羽であったとされている。

この栗崎家の墓は正徳三年に建てられたとある。これによれば正羽が五十四歳の時に建てたものであり、道喜正元、道有正家の墓を恐らくこの年に他所より移して合葬したのではないかと想像される。

ちなみに吉良上野介義央の墓もこの寺の墓地にあるのはいわゆる因縁とでもいうべきか、あるいは栗崎正羽が自分が曾て治療を施した吉良義央の墓のある傍に進んで墓所を求めたのかも知れないが、吉良家と栗崎家との間の何等かの関係を示しているものではなからうか。

「蘭館日誌」にたびたび記されている Kurisaki Douw が右にいわれている栗崎道有正羽であることが確かめられると「蘭館日誌」中の道有に関する記載は一層はっきりする。三十数回に及ぶその関係記事は一々ここに挙げる余裕はないが、そのあらましを記せばつぎのようになる。

それ等関係記事大多数は栗崎道有正羽とオランダ商館医

との会見、対談記事である。その頃はオランダ商館長一行が毎年春江戸に来て將軍に会うのが定例となっていた。

オランダ商館長一行の江戸での宿舎長崎屋には多くの日本人が訪ねて来るのが常例となっていた。栗崎道有正羽もその一人で、一六九八年四月十三日にオランダ商館医師と会見、対談したことがはじめて日誌の中に見えている。

その時からほとんど毎年のように栗崎道有の名が見えるのは冒頭に記したとおりであるが、道有はその際必ず二、三人の日本人医師を同行していた。これはただの日本人がオランダ人と会うのは必ずしも容易なことではなく、幕府の医官である栗崎道有はこの点比較的自由で、道有に同行すれば誰でもオランダ人医師に会うことができるからである。

栗崎道有がオランダ人医師と交わした対談は通詞を介して行なわれたもので病人を診療する方法とか治療に用うる薬に関することが毎年の例であった。その一例として道有の名がはじめて見える一六九八年四月十三日の記事をつぎに引用する。

一六九八年四月十三日 日曜日…それと同時に將軍の外
科医栗崎道有と私の知らないもう一人の者が私を訪ねて

来たので、酒や茶を出して彼等をもてなした。彼等は外科の Mathews Raquet に外科医術に関する一、二、三のことを論じ合いたいと願って来たので、いろいろな傷とか梅毒や熱病、瘻孔のある潰瘍の治療法等についての長い間の話し合いが行なわれた。その後我々と酒をくみかわし、大いに満足し、礼を述べて彼等の家へ帰って行った。

このほかに二度栗崎道有の名で長崎のオランダ商館長宛に膏藥や油菓の送附方を依頼している記事が見えている。これ等の記事から栗崎道有正羽が實際西洋の医術、ことに外科医術についてどれ程の知識、技術を持っていたかは余りはっきりとはわからない。しかしかなりな程度の知識、技術は持っていたと考えられるのではないだろうか。

このことは栗崎道有正羽が死んだ翌年の項の一節に、「昼に若い医師栗崎道有の訪問を受けた。この人は死んだ父の名をつぎ、また將軍の侍医の地位を継承した人であるがどう見ても死んだ父ほどの器量はあるとは思えない。」とある記事とぴったり符合するもののように私には思える。

総括

江戸幕府の侍医栗崎道有正羽（一六六〇～一七二六）の伝

記を「蘭館日誌」中のその関係記事を中心に調べてみた。栗崎道有の名は「蘭館日誌」のなかに実にしばしば出て来る。その記録によれば道有は二十八年間に七人の蘭館医師と三十二回にわたって会見している。

このようなことは管見によれば他に類例のないところで、この一事だけでも栗崎道有がオランダ医学に強い関心を寄せていたことが推測される。

なおこの機会に東京にある栗崎家の墓を探訪したことに ついての記録をつけ加えた。

Summary

Biography of Doyu-Masayuki Kurisaki (1660-1726), who was a physician in ordinary to The Shogunate Regime, was investigated in the articles related to him from "Rankan Nissi" or Journal of Dutch Factory. The name of Doyu Kurisaki was repeatedly seen in the "Rankan Nissi". According to the record, Doyu had 32 interviews with seven physicians of Dutch Factory for 28 years. Even by the one fact that there was no other person to have such abundant opportunities

like him in the record, it may imagine that Doyu Kurisaki had an extraordinarily strong curiosity in the Dutch Medicine. In addition, on the occasion to investigate his biography, the author intended to seek the graves of the Kurisaki Family in Tokyo.

安懷堂をめぐる二・三の問題

片桐 一男

Some Problems of Ankaido, the Rangaku School of Shindō Tsuboi. Kazuo Katagiri

この程発表した拙論「安懷堂と日習堂」によって、蘭学者坪井信道が宇田川榛齋塾を出て、深川上木場三好町に独立・開業した文政十二年から天保七年まで七ヶ年余の間、

同時に「安懷堂」塾を経営して門人を教導したことを論述し、三十九名の門人名を録した「安懷堂門人録」を覆刻紹介した。このことによって年来疑問とされている諸問題のうち一・二解決できる点もあるかと思われるので以下そのことを紹介する。

緒方富雄博士は「緒方洪庵訳『人身究理学小解』小考」において、広瀬涉博士所蔵の写本『人身究理学小解』の書き込みに

天保歳次壬辰十二月 訳于安懷堂南窓下

とあるを見て、洪庵の同翻訳が天保三年壬辰十二月である

ことを確かめ、それが坪井信道に入門した天保二年二月からみて一年半位の時の、いわば洪庵の江戸修業時代の産物であることを明らかにされたが、

残念なことに洪庵が訳したところの『安懷堂』が詳でない。(中略)当時洪庵は坪井信道の塾に居住していたと思われる。しかし信道の塾に『安懷堂』なる名称はなかったらしい。

とされ、「この点はなお今後の調査を要する。」と昭和五年当時留保されたのであった。

しかし、前掲の拙論により緒方博士年来の疑問は水解されるわけである。すなわち、緒方三平は前掲書き込み通り、坪井信道の安懷堂塾で「人身究理学小解」を天保三年十二月に訳したのである。

次に新紹介の「安懷堂門人録」による効用を、もう一点紹介しておきたい。

緒方博士は洪庵の修業時代の著作として『医薬品術語集』の増補」なる一項目を紹介され、その標題が、

Verzameling van de kunstwoorden, betrekkelijk de Geneesmiddelen ; door M.S. Kenzoo; en daarna verbeterd en zeer vermeerderd; zelfs alphabetisch gerangschikt door O. G. Sanpij. Te Edo, Tempoo 5.

とあって、「もとM・S・ケンゾウがあらわし、のちにO・G・サンペイ(緒方三平)が改訂増補し、アルファベット順に配列した」と訳解されたが、「」の原作者 M. S. Kenzoo が誰か、まだわからない。O. G. Sanpij という書き方から見て、この人の姓は二字よりなり、最初の字はマ行の音ではじまり、二番目の字がサ行の音ではじまるにちがいない。」と未解決のまま留保された。

ところが、坪井家御当主の坪井誠太郎博士が所蔵される信道遺品資料中に、左記の一冊がある。

Verzameling van de kunst Woorden betrekkelijk

de geneesmiddelen door M. J. Kenzoo ; en daarna verbeterd en zeer vermeerderd; zelf alphabetische gerangschikt door O. G. Sanpij. Te Edo. Tempo 5.

とあって、四十八丁からなる写本一冊である。これには「東京下谷仲徒第二街十一号地 坪井信良」の印が捺してあり、「日習堂塾藏書」とも記されている。信良がずっと日習堂塾において参考としていたものにちがいない記念の一品ではある。

緒方博士の疑問として留保された原作者 M. S. Kenzoo は坪井信良手沢本によれば M. J. Kenzoo であつて S. と「」の一字が違っている。いずれにしてもこの作品が、緒方三平改訂増補の年为天保五年であるから、当然「安懷堂」塾当時である。そこで同門人録をみると筆頭に「備前岡山三尾謙造」とみえて、この人物以外にケンゾーと発音できる人は見当たらない。姓の M. は異論のないところであろうが、二字めの S. か J. はどうであろうか。一寸苦しいところである。しかし「安懷堂門人録」中では三尾謙造が確定的といえるほど、同音である。ひとまず比定の断を下して置くと思つ。

なお最後に、幕末の蘭学者川本幸民の關係資料中に次の写本一冊があることをつけ加えておきたい。

Latijnsche, Hollandsche en Chinese, Japansche
Namen der geneesmiddelen, verzameld door de
Leerlingen in toebor, en herziend door W. Zinsai,
arts van toejama te edo, tempo jaar 5.

と題する八十二丁からなる写本一冊である。題名のごとく、医学・薬学の名詞をラテン語・オランダ語・漢語・日本語、四ヶ国語で収録しており、江戸の坪井塾生たちが編纂し、宇田川榛齋の校閲を得たものであって、天保五年に出来たものの写本である。宇田川塾・坪井塾・川本塾の学問系統が象徴的に標題として記されていることを知りうるところである。

いうところの坪井塾は年度からして当然安懷堂の時代であって、「坪井塾生たち」とあるところから、おそらく緒方三平や川本幸民ら、ことによっては三尾謙造以下の塾生たち何人かの協力の所産かとも、楽しい想像を遺してくれている。

註

- (1) 緒方富雄博士『蘭学のごころ』昭和二十五年十月刊。三〇二頁。
- (2) 緒方富雄博士「中外医事新報」第一一六五号、昭和五年十一月。
- (3) 緒方富雄博士『緒方洪庵伝』第二版、昭和三十八年刊。三一頁。
- (4) 片桐一男「阿蘭陀通詞・蘭学者の使用せる単語帳」(「国語と国文学」第四四卷第四号、昭和四十二年四月一日)。

〔附記〕 所蔵史料の閲読の便宜を与えられた坪井誠太郎博士に深甚なる謝意を表します。

一九六九・二・一六 稿

安懷堂と日習堂

片桐 一男

Ankaido and Nissyudo, Ranguku Schools

Kazuo Katagiri

蘭学者坪井信道は伊東玄朴・戸塚静海とともに「幕末の蘭方の三大家」となれば称されている。それは彼の蘭方医術ならびにその学塾における門弟教導に果した功業の少なからざる点のあったことを語り伝えたものであろう。

しかし坪井信道の伝記研究は従来乏しかった。信道に関する根本資料が極めて零細なるために調査が進まなかったにほかならないところである。

信道が処々に流浪・修業ののち、江戸に出て蘭学者宇田川榛齋に入門できたのは文政三年（一八二〇）の四月彼が二十六歳のときのことである。

越えて、信道の独立・開業は文政十二年（一八二九）、三十五歳のときで、師榛齋の許を得、加えて資金五両を借りて計三十両をもって深川上木場三好町に居を定め、早速門人もったのであった。すなわち学塾の経営も同時に開

始したのである。この時の開塾を『蘭学者川本幸民』の著者小沢清躬博士は「同時に学塾日習堂を起して諸生を教」とされたがその論拠は示されていない。他の諸書もこの例に洩れない。とんで天保七年（一八三六）四十二歳のときに深川冬木町に移転し、これにちなんで号を冬樹と改め、学塾「日習堂」を経営したのである。その後、嘉永元年（一八四八）十一月八日、五十四歳の生涯を閉じるまで、この塾で多数の有能な蘭学者を養成している。

歴史上の人物の多くがそうであると同じように、信道の事蹟においてもその例外ではなく、従来知られている遺された資料の大部分は晩年近いものに集中しているのであって、開業・開塾当初の資料は極めて乏しかった。そのために「日習堂」といえば信道の学塾として、江戸の蘭学界には光った存在であり、さらにはこの「日習堂」のみが坪井

信道の学塾であると多くの研究者によってみなされてきたのである。

ところで、ここに「安懷堂門人録」という史料を紹介しようと思う。これは信道の高弟である川本幸民の「雜記養英軒」一冊と「総本備忘筆乘」一冊という二種類の書類に記録されているものであって、内容は両者全く同一であり、別掲覆刻の通りである。

この「安懷堂」なる塾が何人の学塾かというに、従来全く不明であった。筆者はこの「安懷堂門人録」数年を前に見出し出したとき以来興味を懐きながら、究明できずに過してきた。ところが、最近『防長医学史』の「坪井信道とその子孫」の項を一読し、それに引かれて、その著者、萩市の田中助一博士の教示により、坪井信道の著『遠西二十四方』写本一冊の巻頭題言の終りに

天保二年初秋二十日夜燭下書

安懷堂主人信道

と明記してある文言を知る幸運に恵まれた。してみると、この「安懷堂」なる塾名は、坪井信道が文政十二年（一八

二九）三十五歳で深川上木場三好町に独立開業し、同時に開塾して、天保七年（一八三六）四十二歳の年に深川冬木町に移転して、新たに学塾「日習堂」を開くまでの、三好町時代七年余の学塾名であったことが確認できる。

これで坪井信道の高弟川本幸民が書留ておいてくれた「安懷堂門人録」も安心して利用できるようになった。

ただ、門人録に記載された三十九名の顔振をみると、余り名の通った人は少ない。わずかに「蘭語通」「風球問答」の業績を持つ「作州津山 牧穆中」と長州藩の「周防大島郡和田 青木周弼」および萩藩医となった「周防三田尻 莊原玄快」や「長州萩五間町 松島祐伯」くらいなもので、川本幸民（天保元年入門）、緒方洪庵（天保二年入門）、広瀬元恭（天保六年入門）などの著名な門人の名がみえない。これはどういふことであろうか。この一事、今後の調査を期したく、博雅の示教を願いたい。

〔覆刻〕

安懷堂門人録

備前岡山

作州津山

三尾 謙造

嶋崎 鳩卿

備中空岡
 作州津山
 備中梁瀬
 作州津山
 房州保田
 房州正木
 奥州二本松
 同上
 同前
 羽州米沢
 羽州米沢
 武州熊谷
 武州鴻巣
 江戸
 江戸
 信州松本
 丹州宮津
 備後福山
 越前府中
 周防三田尻
 同上
 同前
 周防大島郡和田
 長州厚狭
 加州大聖寺

伊藤 寿英
 丸尾 玄俊
 山鳴 剛造
 牧 穆中
 渋谷 健二
 篠瀬 俊齡
 山本 周伯
 青田 抱義
 鶴田 元周
 鈴木 千里
 小林 宗琢
 志村 俊達
 兼杉 元隆
 桑田 玄甫
 土生 雄伯
 藤井 方策
 小松 齡司
 岡 順造
 寺地 清吉
 藤堂 貞庵
 莊原 玄快
 秋本 竜甫
 梅田 順造
 青木 周弼
 柴原 玄快
 久保田泰藏

尾州名古屋
 豊前小倉片原 殿町山崎百蔵へ向ヶ
 豊後杵築
 同上
 同前
 同前
 長州萩五間町
 防州宮市
 肥後熊本 本坪井 堅町
 摂州
 京都
 山下 文齡
 田上 耕雲
 佐野 玄鳳
 石川 平太
 豊田 玄鶴
 高原 文齋
 松島 祐伯
 国本 見竜
 駒井 菊文
 小松 文仲
 山中 寛二

〔附記〕川本幸民関係資料は日本学士院の好意により、また田中助一博士からは種々御教示にあずかった、ともに深謝の意を表わす次第である。

一九六九・二・一六 稿

烏山松円はたして庄内藩医か

——「蘭東事始」覚え書(三)——

弘前大学医学部麻酔科

松木 明知

Did a Physician Shoen Karasuyama Belong to the Shonai Feudal Clan ?

Akiomo Matsuki

- 一、桐山正哲と「ハルマ和解」
- 二、烏山松円はたして庄内藩医か
- 一、桐山正哲と「ハルマ和解」

筆者は「蘭東事始」(一)(二)において、「解体新書」翻訳の

業に賛画した弘前藩医桐山正哲の系譜とその素養について、
「洪江拙斎の編になる弘前藩定府医官の宿直日記」「直舎伝記抄」などを資料としてこれを究明したが、その年齢などまだ不明な点が尠くない。

その一つは桐山正哲のオランダ語の素養である。杉田玄白は「蘭東事始」の中で「解体新書」の訳業に参画したことに

の程度のものであったかについては述べていない。玄白の記述からは「蘭東事始」成稿時には存命していたこと以外に正哲が比較的早期から訳業の会に参加しており、しかも途中で挫折せず最後まで続けたことなどが推察されるだけである。

桐山正哲が寛政年度の蘭学者の「芝居見立番附」「相撲見立番付」に名を連ねており、「作者」や「行司」と上位にランクされていることなどは右の推定を裏付ける一証左であろう。

文政七年(一八二四)に上梓された「訳鍵」は「寔⁽⁶⁾にして又尽せり。実に蘭社の重宝、其右に出づる者なし」と称され蘭学生に多大の便宜を与えた。

「訳鍵」は「ハルマ和解」の縮冊版とも言うべきものである。「ハルマ和解」はまた「江戸ハルマ」とも称され、フランソワ・ハルマの蘭仏辞典を訳したもので、寛政八年（一七九六）にわずか三十余部が印行された貴重な書籍である。

岡村千曳氏によれば「ハルマ和解」の訳業に桐山が加わっている⁽⁷⁾と次のように記している。

鳥取藩医の稲村三伯はオランダ語の学習に未だ一部の対訳書のない不便を思ひ、之が編纂を企て、このことを師の大槻玄沢に相談した。玄沢は自分にはその暇がないから元長崎の通辞で今白川侯に仕えている石井恒右衛門（庄助）に頼むがよい。この人はかねてから辞書編纂の希望を持っていると聞いたからといって、フランソワ・ハルマの蘭仏辞書を貸し与え三伯を石井に紹介した。そこで三伯は宇田川玄随と桐山正哲を誘って石井に就いてハルマ辞書の翻訳を進めた。業半に達した時、その頃まだ安岡姓を名乗っていた宇田川玄真をも仲間に入れて完成を急ぎ終に八万語を完翻し得た。

ところが「ハルマ和解」を翻訳するに至った事情を伝え

る大槻玄沢の「波留麻和解」の序文には桐山の名は見当らない。またこのほか「ハルマ和解」関係の史料にもその名を見いだし得ない。

これに関して「ハルマ和解」に詳しい齊藤静教授にお尋ねしたところ岡村氏の記載は誤りと思われる、「岡田甫説」と間違えたのであろう。桐山正哲がこれに関与しているという確実な史料はないが、ただ個人的に稲村三伯が正哲を尋ねた可能性は十分考えられるとの御返事を戴いた。

したがって岡村氏は「岡田甫調」を「桐山正哲」と間違えたらしく、桐山は「解体新書」の記述に参加したが、「ハルマ和解」の訳業には直接は加わらなかったものと推察される。

二、烏山松円はたして庄内藩医か

烏山松円は「解体新書」の訳業に参加した医師の一人として玄白の「蘭東事始」にその名が見える。「その時の人々を思ふに遂ぐるも遂げざるも、今はみな鬼録上の人のみ多し。嶺春泰、烏山松円といへる男などは、頗る出精せしが今は則ち亡し」とあるのがそれである。「蘭東事始」が完成した文化十二年（一八一五）には既に松円は歿してい

た。しかし松円については何ら知られるところが無い。

松村明教授は「蘭東事始」に詳細な註釈を施して発表したが、その中で松円は「庄内藩伝不詳」とあり、緒方富雄博士の「蘭学事始」には同様に「不詳」と記してある。

松村教授の「庄内藩医」説は野上豊一郎の「蘭学事始」の註に拠ったものと思われるが野上が何を根拠としたかは明らかではない。

そこで筆者は野上氏の「庄内藩医」説を裏付ける史料を求めようとして山形県鶴岡市立図書館の御協力を得て、同館所蔵の郷土史料について調査した。

「分限帳」には国元のみならず定府の藩士など庄内藩の藩士がすべて記載されているが、これには烏山なる姓は見当らない。

別に種々の郷土史料類を調査したがいずれにも烏山の名を見いだし得なかった。

さらに鶴岡市役所について旧戸籍、徐籍、現戸籍に烏山なる姓を探したがこれも徒労に終わった。

すなわち現在までの調査では庄内藩に烏山姓の藩医がいたという史料は皆無なのである。

もっとも筆者の調査が完璧なものとは言えないが、もし

烏山姓の藩医が庄内藩にいたと仮定すれば、少くとも烏山姓の人物が藩の記録に見い出されるはずである。

藩医というからには松円一代ではなく、数代を務めていたものと考えられるからである。

したがって烏山松円が庄内藩医であるとする野上豊一郎氏の説は甚だ疑問である。

烏山松円についてこれまで得られた史料から次のことが推定される。

一、烏山松円が「解体新書」の訳業に参加したこと。

二、玄白の「蘭東事始」が成稿した文化十二年（一八一

五）には既に歿していた。

三、さらに蘭学者「相撲見立番附」（寛政十年、一七九八）

「芝居番附」（寛政八年、一七九六）に名が見えないところからすれば、寛政十年頃には既に歿していたか、あるいは全く隠居の身であったと推定される。

さらに今後も調査の歩を進め、「解体新書」の訳業に参加した中で、唯一人その伝が不詳である烏山松円について明らかにしていきたいと思う。

註

- 1 松木明知 「蘭東事始」覚え書 其(1)
蘭学資料研究会研究報告(以下蘭研) 第一七三号、昭和四〇
年九月、第一七六号
- 2 松木明知 「蘭東事始」覚え書 其(2)
蘭研 第一八六号 昭和四一年九月。
- 3 松木明知 桐山正哲と「解体新書」 日本歴史 第一九七号
昭和三九年十月。
- 4 松木明知 渋江抽斎と「直舎伝記抄」 津軽医史 第六号
昭和三九年五月。
- 5 岡村千曳 紅毛文化史話 創之社、昭和二八年六月 なお本
書では桐山についてハルマ和解に関したことは述べていな
い。
- 6 大槻如電 新撰洋学年表 柏林社 昭和三八年十一月。
- 7 岡村千曳 洋学の発展とその文献 日本古書通信 第一八卷
三号 日本古書通信社 昭和二八年二月。
- 8 佐藤栄七 増訂 日本洋学編年史 錦正社、昭和四〇年九
月。
- 9 斎藤信 稲村三伯 人文社会研究 第八卷、名古屋市立大学
教養部。
- 10 斎藤信 波留麻和解研究補遺 人文社会研究 第二二卷 名
古屋市立大学教養部、一九六六年
- 11 涌島義博 稲村三伯 鳥取郷土選書 鳥取図書館 昭和三八

年三月。

12 池田哲郎 オランダ語研究史序説 福島大学学芸部論集 一
九六一年三月。

13 松村明校註、蘭東事始 岩波古典文学大学九五、岩波書店、
昭和三九年十月。

14 緒方富雄校註 蘭学事始(岩波文庫) 岩波書店 昭和三四年
三月。

15 野上豊一郎校註 蘭学事始(岩波文庫) 岩波書店 昭和五年
七月。

Summary

Shoen Karasuyama was a physician and one of the members of the Dutch learning group who were noted for the translation of Dictionaries "Ontleedkundige Tabeln" into Japanese in 1774 (3rd year of Anei).

But little has been known to us about his life, works and even the date of death.

It has long been said that he belonged to Shonai Feudal clan, but his name has not found in any documents and literatures of Shonai Feudal Clan.

This would indicate that he did not belong to Shonai Feudal Clan.

山鳴大年にあてた洪庵と郁蔵の書簡

小田 皓 二

Koan Ogata's & Ikuzo Ogata's Letters to Dainen Yamamari.

Koji Oda

緒方洪庵は幕末最高の蘭学者として、教育者として、医師として不朽の業跡を残し、日本の近代化に大きな影響を与えた。これは洪庵の人物、学識によることは勿論であるが、彼を輔佐し適塾を盛りたてた、幾多の人材があったことを忘れてはならない。塾生の教導に、翻訳に、医術に洪庵のあるいは片腕として、あるいは陸の人として活躍した人々のうち、第一にあげるべきは緒方郁蔵である。

郁蔵は文化十一年（一八一四）大戸万吉の長男として備中梁瀬村、現在の岡山県後月郡芳井町梁瀬に生れた。名は惟嵩、字は子文、研堂あるいは独笑軒と号し、郁蔵は通称である。のち洪庵の求めに応じて義弟となり、緒方姓を名のったものである。適塾の隆盛につれて洪庵門下に郁蔵ありと、広く知られるようになった。その頃、彼は熱心に養子に懇望されていた。これに関して洪庵と郁蔵が、郁蔵の伯楽山鳴大年にあてた書簡がある。

「末_レ得_二拜眉_一候得共呈_二書_一候。時下秋冷逐日相増し候処、先づ以て御揃い愈々御清壯被_レ成御暮、珍喜之至奉_レ賀候。猶又、剛三君にも愈々御無事弊家御逗留に御座候、此段御安意可_レ被_レ下候。

然は郁蔵子事養子一件、定而、剛三君より御申談に相成り御承知の事と奉_レ存候。長柄春竜と申すは当時京師にては余程の大医、随分高名家に御座候処、郁蔵子事伝聞して懇望のよし、当時人を以て小生に相談に及候事に御座候。然る処、同子両親不承知にて許容不_レ被_レ致趣、扱々残念の至に奉_レ存候。同子も右養子の事相望み、且つ先方よりも懇望、其上相応の富家にて書籍も不_レ乏、此事成就不_レ致は幾重にも遺憾の至りと奉_レ存候。同子も甚だ相望み居候事に候は、何卒今一応御両所様より右両親へ、御説得被_レ成候様には相成申間敷哉、御相談申し上候。

京師よりも度々催促申来り候得共、余り残念の事に奉_レ

存候故、今少し相待候様申遣候。未だ何とも返事いたし不_レ申。乍_レ併余り及_ニ延引_ニ候ては先方へも氣の毒に御座候間、何卒御相談の上可否の御返答、急便被_ニ仰下_ニ度奉_レ待候。右御相談申上度候。如_レ此御座候。

恐惶謹言

緒方洪庵

九月十三日認

山成大年様

山成直藏様

同じくこの時、大年にあてた郁藏の手紙は

魯書呈上仕候。秋冷の候に候処、貴閣皆様御揃益々御機嫌能可_レ被_レ遊御座候と奉_ニ遙察_ニ候。当境賤家始め拳塾眠食依_レ旧、乍_レ憚御省念可_レ被_レ下候。時々風便御左右承候得ども態々御尋も不_ニ申上_ニ、存外御無音真平御海恕可_レ被_レ下候。

尚、剛三君御事も依_レ旧御多福被_レ為_レ在候。御同人御卜居も未だ一決不_レ仕候得共、当分弊塾にて御読書、見_レ機御開店の思召と相見申候。伊藤立節子も神戸にて開業の処、新医にしては病客も多く諸事好都合と申す事に候。

小生事今迄は何の遠慮もなく禄々重_ニ犬馬之齡_ニ、是歳

既に二十有七、未だ一家を作す事能はず、残憾に奉_レ存候。今以て学不_レ足_レ服_レ人、弁不_レ足_レ引_レ人、然者、此後開店するも為_レ人知らるる事は亦期望すべからず、奉_レ悔候。

何れ寒生の始めて一家を作すは、或は学力あるか、或は敏才あるか、或は名家の旧跡に拠るにあらざれば、迎も難き事と奉_レ存候。乍_レ併今田舎に帰り野人と伍をなし、其死其生人知らず空く草樹と生枯を同する、たとひ饑渴の患なしといえども、いやに奉_レ存候。御尊意御聞かせ被_レ下候得者、千万難_レ有_レ奉_レ存候。

当夏弊地に於て直藏様得_ニ拜顔_ニ、一計策御相談申上候処、何分帰郷の上篤と相談致し、可否可_ニ申越_ニとの御事に候。定て此義も貴聞に達し候はんと奉_レ存候。其後御返事被_レ下候処、独立開業は可也、右の計は不可、第一叛_ニ父君之意_ニ。先づ止めにするべしと被_ニ申遣_ニ候。就_レ文任_ニ貴諭_ニ見合せ居候処、此節又々前慮再起、いろ／＼とあんじ居申候。小生熟々思うに、先達而直藏様迄御相談申上候計、いかにもよからんと奉_レ存候。是又御高案の上、直藏様並に愚父と御相談、可否御聞かせ被_レ下候得者難_レ有_レ奉_レ存候。右の養家は京都にて候。暗々聞合仕候処、諸事申分無_レ之趣、此度は急ぎ纏説不_レ仕候。書余当メースの書面よ

り御聞取可_レ被_レ下候。尚委しき事は追て可_ニ申出_一候。右
者御面倒御願申上度候。草々如_レ此御座候。 頓首

九月十二日

郁藏拜

山鳴先生梧右

山鳴大年は天明六年（一七八六）素封家山成政右衛門の三男として梁瀬に生れた。名は豊助字は奉造、大年と号した。天性温厚にして菅茶山について漢学を学び、蘭医を志して長崎に遊学し、帰郷後は医学を行い、かたわら人材を育てることに意を用いた。後年、興讓館の開学の祖となった甥の阪谷朗虚にすすめて漢学を学ばせ、近隣の農家の子であった郁藏の才を惜み、資を投じて蘭医学の道に進ませた。大年は「余の学を継ぐもの漢学に朗虚あり、医学に研堂あり、死すとも憾なし」と常に誇りにしていたという。

大年はまた種痘の普及にも尽力したことが知られている。

嘉永三年（一八五〇）正月、洪庵が生地の備中足守木下候の命により、足守に除痘館を設けて、藩士や領内の児童に広く種痘を行った。かねて牛痘接種法の優れていることをしり、痘苗の入手を熱望していた備前金川の名医難波抱節は、洪庵が足守に除痘館を開いたことをきき、早速足守に

赴いて洪庵より痘苗の分与をうけている。これは抱節の著『散花新書』に記述されている。

この時、大年も同じく足守を訪れ種法、扱苗、経過、真仮変候等の指導をうけ、痘苗を分譲され、梁瀬に帰って種痘を行った。当時の『種痘養生心得書』に

〔略〕右種痘は今春緒方先生足守にくだり、千五百余人に施されしに一人もあやまち無。我等先生の門人なれば召して施術を助けしめ、終にその痘苗を分ちたまえり。依而聊国恩を報じ、且は其道を弘めんため善く施さん豆を希而已。嘉永三年庚戌三月除痘館 備中梁瀬山鳴氏

とある。この種痘養生心得書は足守除痘館が木板刷りで発行したものであり、大年はそれを譲り受けて帰り、備中梁瀬山鳴氏と記名して配布したものであろう。この全文は森紀久男氏がすでに『医譚』十号の『緒方洪庵と岡山県の種痘』の中に記載している。

大年は安政三年（一八五六）七十一歳で没した。山成直藏はその弟であり、よく家を守り徳望高く、維新の際には郡中庄屋総代をつとめている。大年には子がなく兄恵助の四男を嗣とした。これが書簡に出てくる剛三である。名は邦治、字は剛三、剛造あるいは弘三とも称し、弘斉と号し

た。彼は郁蔵と同年の文化十一年に生れ、郁蔵と竹馬の友であった。

二人は大年のすすめで共に江戸に遊学して、津山藩の儒者昌谷さかや精溪の門にいり、漢学を修めた。ついで誠軒坪井信道の塾で蘭学を学んだ。いづれも熱心に勉学につとめ、誠軒のゆう豪傑の士であった。誠軒の塾で二人は同国足守の出身である洪庵と始めてあった訳であり、ここで洪庵はこの二人を特に可愛がり、兄弟子として指導したという。実に洪庵と、後年その義弟となった郁蔵との密接な関係は、洪庵の没した文久三年（一八六三）まで約三十年の長きに及んだのである。郁蔵と剛三は坪井塾を辞した後、梁瀬に帰って一時医術を行い、蘭学の勉強を続けていた。

天保九年（一八三八）長崎での勉学をおえた洪庵が、大阪で蘭学塾を開くに当り、まっ先にはせ参じたのはこの二人であった。とくに郁蔵の学力は群をぬき、瓦町時代の塾で最初の塾頭をしていたことはよく知られている。洪庵の代表的な翻訳である『扶氏經驗遣訓』にも、共訳者として名を連ねている。剛三は塾務に携っていたといわれ、おそらく初期の適塾で塾監を務めていたであろうか。惜しむらくは健康に恵まれず、後に梁瀬に帰ったが精神病に罹り、

折角の医術を行なうこともできず、親友郁蔵の大成をみながら、明治元年不遇のうちに世を去った。

洪庵の書簡の日付は九月十三日であり、郁蔵のは九月十二日で、この二通の手紙は大年のもとへ恐らく同時に届いたであろう。文中、郁蔵がこの年二十有七とある所より、天保十一年（一八四〇）に書かれたことがわかる。天保十一年は緒方塾に入って、丁度二年たった頃である。この養子話に洪庵は大いに賛成し、熱心に両親への説得を依頼している。郁蔵を手放すことは、あるいは不本意であつたらうが、彼の将来を考えた洪庵の配慮が察せられる。郁蔵自身も願望していたことがわかる。彼は自ら独笑軒と称した通り、無口で訥弁であつた。彼の言葉を借りると、独立開業より、むしろ名家の旧跡によって、存分に活躍してみたいと夢見たことであろう。郁蔵は五人兄弟の長男であり、しかも只一人の男子であつた。両親がどうしても承諾しなかつたのは当然である。

長柄春竜は『皇都天保医鑑』によれば、京都三条小川東にすみ、美濃に生れ字は義卿、梅歩と号した。蘭学に明るく、『コンストラクク公斯病理書』を訳している。文久三年板の『平安医師大番附』には東の関脇に上っている。これによつても高

名家であったことが裏付けられる。

また『医聖華岡青洲』の門人録によれば、文政二年京都大宮三条上る長柄春竜、光照院宮医官とある。これにより宮家の医官をつとめ、さらに華岡流の外科も学んだことがわかる。(中野操博士ならびに中山沃博士の御教示による)

この養子話は郁蔵の両親の許可をえられず、これ以上の進展はなかったことであろう。洪庵の名声の高まるにつれ、さらにあわただしい時代の動きを反映して塾生も増加し、洪庵はその指導に、訳述に、診療にますます多忙となってきた。郁蔵は塾頭としてあらゆる面で師を助け、洪庵にあってなくてはならない人物であったことは、充分に考えられることである。結局、他家へは養子に出さないが、洪庵の義弟となることは両親も承諾したものであろう。

郁蔵が緒方姓を名のったのは、別に塾を設けて一家をなした時か、摂津西宮の辰馬庄三郎の娘、栄子を娶った頃であらうか。適塾にあること六年、塾生の急増により洪庵は弘化元年(一八四四)郁蔵を独立させ、瓦町二丁目別に蘭学塾を開かせた。これが独笑軒塾であり、ここで郁蔵は塾生を教授し、さらに診療に翻訳に力を注いだ。塾はのち安政三年(一八五六)の頃北久太郎町に移り、これ以来適

塾は北の緒方、郁蔵の塾は南の緒方と呼ばれた。彼の独笑軒塾の塾則が伝わっている。さらに山内侯に依頼されて土佐藩の洋学を指導した。

明治二年、政府は長崎よりボードウィンを招いて、大阪に大阪仮病院と大阪医学校を開設した。この時郁蔵も招かれて小博士に任ぜられ、翻訳、教授、および治療に従事した。明治四年に没したが、死後も師洪庵と同じ大阪の竜海寺に葬られた。朝日新聞から政界に入り吉田内閣副総理となつた緒方竹虎は彼の孫である。

尚郁蔵の文中にある伊藤立節は、初期の適塾にあって緒方郁蔵、有島撰蔵とともに、洪庵門下の三蔵といわれた伊藤慎蔵であろう。

洪庵の書簡は緒方富雄先生の御校閲を頂いた。記して深謝す。

Summary

Koan Ogata and Ikuzo Ogata are famous Dutch scholars in the last days of the Shogunate. Their two letters written to Dainen Yamamari concerning the adoption as son-in-law of Ikuzo to the family Nagara of Kyoto, are introduced in the present paper.

伊藤圭介翁の旭園趾碑建碑除幕式について

吉川 芳秋

私が錦窠伊藤圭介翁の旭園に就いて一文を昭和十三年九月号の雑誌『愛知教育』に「旭園趾」と題して掲載して春秋まさに三十年になる。圭介翁のよく使用された「烏兔疾如矢」の語句もおもい出されてまことに感慨を久しうするものがある。右の一文は小著『尾張郷土文化医科学史攷拾遺』（昭和三十年刊）にも所収されていて、いささか長文ではあるが、先づその全文を転載することとしよう。

旭園は、伊藤圭介翁の別業として、今より八十一年前、安政五年（二五二八）二月に、名古屋朝日町（袋町）に開設せられたもので、内外の植物を夥多栽培し珍石奇木も尠くなく、一大薬園を形成して、其の名は海内に喧伝するとともに、遠近之を訪う人々多数であった。

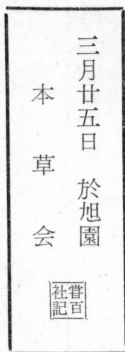
而も当時における尾張本草研究機関として嘗百社の例会

を屢次ここに開催して、斯道の誘掖啓発に努められたることを想う時、一層この地の所以の切実さを痛感するのである。

現在東京市住、令孫伊藤篤太郎博士の書信にも、

名古屋袋町旭園ハ老生、少青年時代之遊ビ場所ニ有之、南面セル離レノ平屋建物ハ縁ヲ高クシテ下ハ温室用トシ坐敷ハ本草会ノ席ニ充テタリ。着色林娜斯肖像ノ額アリタリ、又長崎伝来ノ「ビイドロ」画ノ額モ掛ケテアリシ。此「ビイドロ」画ノ額ハ今当地拙宅書齋ニアリ。額ノ裏ニハ錦窠先生ノ自筆ニテ「万延紀元庚申葭月十有七日記錦窠真逸別号太右山樵」ノ墨痕未ダ新ク也とある。

当時安政文久の間、嘗百社の例会を開催せられたるは叙上の如くであるが、本草会の節使用されたものと思われる会票が、今名古屋の菊池立元氏（嘗百社員菊池有英の令嗣）方に残存して居る。乃ち



で、三月二十五日には、文久元年（二五二二）と同二年

(二五二)の両度に夫々開催せられて居るので、恐らく此の時のものであろう。又文久二年の本草会出品勧誘文書としては、

尾張名古屋袋町筋
伊勢町東江入南側

旭園

本草会

右会年々錦窠伊藤翁の旭園に於て相続候処当時翁東行中にて猶亦社友と申合本草研究の爲め連綿不絶様仕度候間毎年会員を相定置候依而四方同好之君子期に先ちて動植諸品斯学に所係の物を初として博く物産珍玩に至る迄品物御差出被下度奉希候会終候は、不日に返璧可仕候不具

辛酉冬日 嘗百社中

尾張嘗百社印

他に右の報条がある。翁は文久元年九月、幕府より蕃書調所物産学出役を命ぜられた不在中であつたので、文中に

翁東行中云々の字句がある。

なお菊池家には、

万延二年旭園本紳会主品		嘗百社
正月	金石類 鳥類	活児堂
二月二五日	梅山茶花	千艸堂
三月	山躑躅 桜	修養堂
四月十八日	薔薇海藻	生濟堂
五月	藻類 穂類	東岡菴
六月	水虫 繖花	銀杏園
七月	虫類 禾本	大班廳
八月	蓼類 薑品	活児堂
九月	羊齒菌類	千艸堂
十月	稻苔類	修養堂
十一月	介石魚品	生濟堂
十二月	獸品実類 砂土	東岡菴

この木板一葉刷りが伝わっている。これは前者本草会票のときとは別に、毎月社中の例会を旭園に於て開催相互の研究に資せられ、万延二年(文久元年、一八六一)の其の月行事予定表かと思われる。

右のうち、活児堂は菊池有英であり、修養堂は圭介翁のこと、東岡菴は富永武太夫、其の他孰れも尾張嘗百社内の方々たる指導者格であり、それらの人達は、予め当番を設

けて順次に主品を持寄ることとし、研究を継続するとともに一面後進を指導し輪旋の労を執ったことと推測される。

而して旭園は明治の代に至り、圭介翁たる主を喪い、次いで嘗百社の人々亦亡びるに及び、次第に世に忘れられ、今日においては殆んど其の所在をすら知る者無きに至ったのは、洵に悲しむ可き事である。

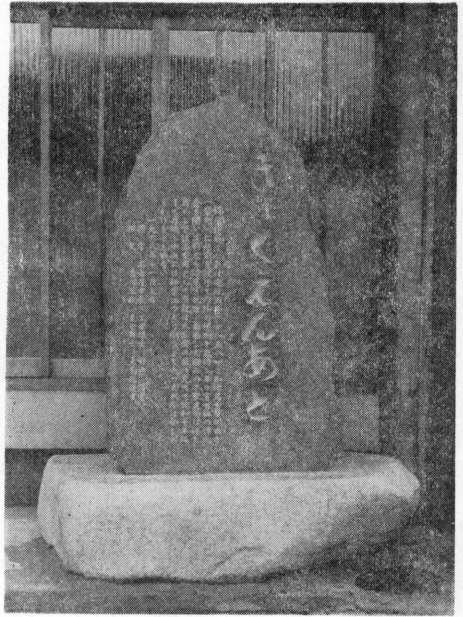
曾つては圭介翁の数寄屋として、翁を訪う人々これを尋ね、又当時翁を旭園大先生と呼称したなどのことを思い合せ、感慨一入なるものがある。

名古屋在、伊勢の老植物学者梅村甚太郎氏（本年七十八歳）は、生前東京本郷真砂町の邸に翁を尋ねられ面識もあることとて、昭和五年にこの遺跡を弔せられ、其の地に立つと、菰野、木曾等より採集の遺樹が纒かに此処彼所に点在するを認め、変りゆくすがたに暫し呆然と懐古の情に泪せられたとか。

其の時のことは、日本放送協会東海支部編纂『TOCK講演集』第四卷第三輯（昭和六年三月）所収、同氏「伊藤圭介翁に就て」なる放送講話中、名古屋旭園の遺樹の一頁に詳細述べられてある。今左に転載すれば、

今其趾を見るに南北三十九間、東西十間位あります。そ

こは北の方宝町の方が入口で門があり、以前は頗る結構な座敷もあり、殊に東より南に延びては茶席もありました。且つ其地の中央に北を首にした一寸瓢箪形の大きな池があつて其頸の処に石橋があり、池の東方には数本の老松ありて殊に其北の一本の如きは恰も画ける三階松の如く、又鶴の舞ふが如く枝を垂れて居り、又西には一の橋の老樹ありしが今は之なく、又池の南には一の欄木樹ありて芳香馥郁として黄熟せる果実は頗る人目を惹いたが今は之なし。此他此池の四周には楓、五鬚松、つじ、どうだん、^{こま}辛夷等其他各種の樹草生ひ繁り、又池の南辺に沿ひて一つ葉及び石菖蒲の繁れるもあり、又欄木に沿ひて井戸もあり。此南に記念すべき中二階の亭があつて、亭より座敷の方を見るも座敷の方や茶席の方より亭方を見るも此辺やや築山の状をなして、其美観は迥も今日之を形容し得ることは不能でありますが、今少し此辺の消息を申し上げ度いと思ひます。もとは座敷や茶席が即ち亭であります。此処の天井は熱帯植物の樹皮を以て張りわたされて居りましたし、東の床柱は欄木にして北の大爐に添へる柱は蛇木であつた。而して床には小野道風の書が木彫とせられ床に沿ひて北につゞける二本



(除幕された趾碑)

花壇の西には既に述べたる如く伊勢孤野山より持来れる三葉楓もあり、又以前には実に美事なる紅梅樹もあつたが今はない。

此外今日には存在せる遺樹の主なるものは西北に片寄りて香椿ちやんちんの老樹あり、又西隅には木曾より持来れるよぐそみねばりあり、三葉楓の附近に丸葉ちしやの木あり。南側には槐樹えんじゅ二本あり。東方には胡麻木、くろがねもち、扁柏ひのき、泰山木、白木蘭等もあり。藤、梧桐、紫藤等亦存し、朝鮮柅も亦一株あり。されど以前最も人目を惹いたところの北方入口の右方にありし楊柳の樹は頗る巨大なりしも今は跡方もなく変じて堀抜井戸を設くるの地となつて仕舞つた。

引の襖には、各種綺麗なる張込ありて其上には米芾の木彫あり、又此室の北は九尺の板を布きその上に丸窓あり、向つてその左の壁には菅原道真其他の木彫あり、又円窓の下には王羲之等の木彫あり、又此席の西に二畳の室ありて其間の二本引の襖には松本奎堂其他諸名士の書が張込とせられて居つたのであるが、今は此記念すべき亭は毀たれて仕舞いました。

此亭の東南の角に柳葉ゆうかりの老樹今尚存して目通一間。ゆうかりより少しく東に以前には土蔵もあつた。又此亭の南に花壇及び其東側に南北に長き池があつたし、

梅村氏が調査せられたる時既に然り、私が之より以後四年、昭和九年一月二十一日友人浅井清氏と之を訪いたる時は、隣家の青山氏より、幼少時とは其の殆んど変化し、中央にあるユウカリ樹が名古屋に三本とのみ伝えられる名木なること、其の他の樹木は、殆んど全部地主なる御幸本町五丁目谷鍵商店の主人、谷直次郎氏の本宅、市内東区千種町池下へ数年前移植せられて、今は跡形もなしと語り教えられ、ユウカリの老木が、寒空に徒らに巨姿を現わしているにす

(昭和二年梅村甚太郎氏撮影 当時の旭園中央柳葉ユウカリ樹)



ぎなかった。

そして此の地南半は、既に西川流舞踊の稽古場建設用地として整地せられて居り、私共は其の記念にもと当時の跡を写真に収めておいた。

それより歳は経れども、折ふしにつけて心にかかるは此の旭園趾の事であった。

最近も一日、此の地の町の四周をめぐる、其の南街、東本重町の西川家の門前を過ぎ、今は昔を想い出でて今更ながら隔世の感を深くし、せめては北よりする旧旭園の入口——名古屋市中区宝町一丁目十二番地の地には、後人の

偲ぶくさぐさとして心ある手向けのしるべ石を希い度しと、ひとりごちたのである。

×

当時旭園の近くの朝日町二丁目に住まれ、私どもの母校市立名古屋商業学校の先輩で、名古屋史談会などにも関係され、『名府回祿志』等の名著もあって此の道に造詣の深かった長谷川彦吉氏は、往訪の等者に、間口(東西)十一間位、奥行き(南北)三十九間と旭園の広さを語られて図面までも示して園の景況を詳細に説明されたが、既に三十有余年を経た今日甚だ残念乍ら記憶も半ば失し、長谷川氏も既に先年物故されて今日では明確でない。

時日は流れて昭和四十三年五月、たまたま小著の旭園趾碑の記事を記憶せられていて、郷土史にも造詣の深い当時名古屋市中区長をされた水谷盛光氏は、旭園の地において現在老菓舗として知られる亀末広の主人吉田市郎氏と話しあわれて筆者にも相談があり、此の地に趾碑を建設することとなって、大名名誉教授大島福造氏や金城学院大学学院長戸蒨近太郎氏とも打合せ、一方水谷氏を通じて名古屋市八事の合資会社加藤石工務店の加藤常治氏に碑の設計并に建設に就て一切を依頼し、旭園趾碑建設委員会の委員、戸

莉、大島、吉田、水谷、筆者の連名をもって、九月二十三
日趣意書を作成し、大要左の如き要旨をもって関係者の賛
助と助成を仰いだ。

趣意書要旨

わが名古屋の生んだ近世幕末期から明治にかけて九十九
年の稀にみる長寿を保たれた錦窠伊藤圭介翁は、明治二十
一年植物学上の功績によって八十六歳の高齡で、理学博士
第一号の学位を受けられた。

郷里名古屋において、天保十二年に「咳^イ咭^ギ喇^{リス}国種痘奇書

なる種牛痘法の第一書を校刊し、或は翁の末女に牛痘を接
種して試行し、医人として広くその普及に尽され、また人
体解剖を行って実験審視につとめ、幕末当時長崎に來朝し
た独人蘭医シーボルト氏の鳴滝の塾舎に、早く泰西の學術

を学んで、後年同窓高野長英らの先覚者が來往して西欧の
新文明を当地方に將來せしめ、傍ら遠近諸國に、同志とと
もに採葉して独自の尾張本草學と、博物、物産等の諸學問
の樹立に功獻して、文久元年には、幕末の蕃書調所物産學
出役となつて東行し、その後、辞任して帰名されたが、再
度明治三年六十八歳で召されて東京大學へ出仕し、將來東
京帝國大學理學部員外教授として小石川植物園に勤務し、

今から六十七年前の明治三十四年正月、東京本郷真砂町の
邸で薨去されるまで、宛然として近世學術文化史上におけ
る先達として光彩を放たれ、當時の人々からは神仙と讃え
られたことは、先年亡くなられたわが近世醫學の泰斗とし
て令名の高かつた勝沼精藏博士が名古屋大學總長時代、そ
の半生をかけて、真に日本に誇るべき大偉人、科學者とし
て尊敬し、その主唱によつて鶴舞公園内や、名城、御園各
小学校にも銅像が建設されたのを始め、生誕地名古屋市中
区呉服町にはその碑が建設されたなど、幾多の顕彰事業に
捧げられたことを以つてしても明徴されようし、奇しくも
翁が明治初年に醫學講習所を開かれんことを名古屋藩庁に
獻言されたことによつて今日の名古屋大學醫學部の淵源と
なつたことは、特に銘記すべきであつた。

圭介翁が、名古屋市宝町一丁目（現在の名古屋市中区錦
三丁目）に別業旭園を開設されたのは、今から百十年前で、
翁が五十六歳の安政五年であり、將來この地は七、八十年
の長きに及んで尾張地方の本草學會嘗百社の同志の人々の
研究集會場として、年々博物館や例會を開催されて存続し
た。

昭和の初めに、此の地を弔された植物學者の梅村甚太郎

先生は、当時の此の地を語られて、規模は東西約十間、南北三十九間、伊勢菰野山の三葉楓、中央には柳葉ユウカリの大樹が繁茂し、西北方には香椿の老樹、西隅には木曾より将来されたヨグソミネバリ、その他二三の草木が残存していたという。

此の地は、実に伊藤圭介翁の本領とされた本草物産学乃至は、植物学者としてのおもかげを髣ふつとさせ、又一面詩墨雅懐の風流人としての、翁の記念すべき好箇の地でもあり、明治百年の好機に際会して、偶々現住される吉田市郎氏の賛同を得て、茲に有志相謀って左記によりその記念趾碑を樹立することとなったので、振って広く博雅の士の賛同を得たい。

募金は一口千円とし、予定経費約二〇万円。申込み先きは吉田、水谷、筆者。締切り十月二十五日。

碑石は、建設場所名古屋市中区錦三丁目一四番五号（亀末広葉舗入口）。石は黒又は青石。高さ一・二メートル（四尺）幅〇・七六メートル（二尺五寸）台石の上になてる。碑文の題字、きよくえんあと

解説文

錦窠伊藤圭介翁は安政五年（一八五八）この地名古屋朝

日 町（袋町）に旭園を設けて内外の植物を栽培し年々嘗百社の博物会を開いて同志を誘導された。南面した離れの平家建物は椽を高くし下は温室用として座敷は本草会の席に充て、昭和十年頃まで存続し中央には柳葉ユウカリ樹などもあったが今は全くおもかげをとどめない

一九六八年一月三日

題字名古屋市長 工学博士杉戸 清書

撰文 吉川芳秋 医学博士大島福造書

（裏面）

建設地名古屋市中区錦三丁目一四番五号

除幕式 昭和四十三年十一月三日（文化の日）十三時

の予定。

×

除幕式は建設地などの都合もあって、予定の前日、十一月二日（土）午後一時から予定のとおり建設地において地もと朝日神社宮司武田憲一氏の司祭により執行し、圭介翁の子孫椚山女学園大学々長令嬢小川宏子さんによって除幕され、建設委員を代表して大島福造博士、来賓を代表して杉戸名古屋市長、子孫を代表して小川椚山女学園大学々長

が、それぞれ玉串を奉奠して式を終り、最後に建設委員を代表して経過とお礼の言葉が戸荻金城大学院長から述べられて、関係者一同碑前で記念の写真撮影の後ち神酒で乾杯して予定のとおり午後二時終了した。同日夕刻のNHK



(伊藤圭介翁きよくえんあと碑除幕式参列者)

のニューステレビ放送や翌三日の地もと中部日本新聞紙上には趾碑建設のことが大きく報道せられたが、本建設に対し地もと町関係を始め、終生圭介翁の顕彰に尽された勝沼精蔵博士の美代未亡人、尾張徳川家、愛知県市医師会、名古屋市長、名古屋市教育委員会、その他、医家、教育関係者など遠く東京、福岡、京都など広く各地からも共賛を得るとともに、名古屋市東山植物園并に財団法人博物館明治村からも圭介翁に関する貴重な印刷物の寄贈を得て全員に配付することが出来たことは、洵に感謝に堪えないとともに特筆すべきこともあった。

終りに、当日の戸荻委員代表の挨拶をもって本稿を結ぶこととした。(S四三・一一・二四夕べ記す)

伊藤圭介翁旭園趾碑建設委員会委員代表挨拶

本日、只今、ここに伊藤家の御一族である小川宏子さんによって、旭園趾碑がめでたく除幕されましたことは洵に御同慶に堪えません。

此の碑が建設をみるまでには、当初、中区長をされまして水谷盛光委員が亀末広の吉田市郎委員と協議をされて、吉川芳秋委員に此の事を相談せられ、次いで上記各委員の

御尽力によって御参集を頂いた各位を始めとし、東京の尾張徳川家、遠くは福岡、京都などの地の方々からも御賛同

を頂き、地もと当町内の方々は申すに及ばず、殊に圭介翁を生涯尊敬し、その顕彰について何十年も努力して、青年の良き師表として郷土のうんだ我が圭介翁を科学者の理想像として紹介された、今は亡き勝沼精蔵博士の美代夫人

からは、態々今回の拳に対して、「主人が生きておりまして、喜びもし、キツトさせて頂くことでしょうに」と、尊い博士の御気持と御意志を酌まれて御賛成を頂き、杉戸名古屋市長さんや大島福造先生には御多忙中枉げて碑の御揮毫を願ひ、その他、愛知県医師会、名古屋市医師会からも助成を願ひ、広く医人、史家、教育関係者など多くの尊い御醸出を願ったことは、感銘を深くするものであります。

建設地の亀末広は、名菓舗として広く知られ、その先代吉田敬二郎氏は勝沼博士と格別懇意であり、生前中には此の碑を建てることについて再三お話があつたようにも聞いておりましたが、今回はからずも実現をみることにとなりましたことは、当主吉田市郎委員が過般吉田家の墓碑をお建てになったことを想いあわせて、誠に御尊父に対する孝心の篤いことを痛感し、定めし泉下で、勝沼、吉田の御両

人が、けふの佳き日を祝福されていることを衷心から感激を覚えるものであります。

今回の建碑につき、工事施行を担当された八事の合資会社加藤石工務店、加藤常治氏が、金銭を度外視して努力されたことに対しても、此の機会に深甚の謝意を表するものであります。

伊藤圭介翁に関しましては、昨年春、日本医学会総会第一分科会、日本医史学会で吉川芳秋委員が、特別講演「伊藤圭介翁の生涯とその業績」に於て詳述されていますので、今更乍ら申上げるのも如何かと存じますが、吉川委員の研究によれば、圭介翁は、幕末期から生々発展の途上にあつた明治三十四年まで、実に九十九年という稀にみる長命をせられその死は兎の肉を食せられたのが因で急逝されたと承っております。当時の人々からは、科学界における人仙 Outstanding scholar とまで讃えられ、福沢諭吉翁なども、生前中先生と尊称した三人のうち一人が、わが圭介先生で、圭介翁の百歳記念に、その論考著述を記念出版する企画もあつたが、不幸翁が急逝されて上梓を遂にみない儘今日に至つたということは、洵に千載の恨事と申さねばなりません。

圭介翁の遺稿等資料は、全国に亘って約一万点以上のも
 のが、今日に伝えられておりますが、幸いわが名古屋市東
 山植物園には、令孫伊藤秀雄氏などから伝わる翁の関係資
 料五百有余点が秘蔵されているとので、そのうちには、
 慶応から明治三十二年に及ぶ、晩年における唯一の貴重な
 日記八十有余冊や、日本の物産会誌刊行の意図があった稿
 本二十冊もあり、これらは虫害不時の災害による滅失をし
 ないうちに、是非とも早く東山辺りに伊藤圭介翁記念館を
 建設して尾張の博物学、庶物々産の諸学問が、過去におい
 て全日本に比肩するものなしとまで、幕末にわが国へ来朝
 した有名なシーボルトをして歎称せしめたことによつても
 明徴されるので、是非ともその実現をお願いしたいものと
 痛感されるのであります。

旭園は、今から百十年以前の安政五年に築造せられたも
 ので、同園には全国から採植された珍草奇木などが多く植
 えられて繁茂し、毎月の定例日には本草会が開かれて、東
 西から学者が訪れ、同志の人々は互に研究された由縁多い
 地であります。

今回の趾碑建設に就ては、これら数多くの示さに富むこ
 とが、今更乍ら痛感せられまして、茲に、以上蕪辞をつら

ねて一言お礼の御挨拶に代えるものであります。

昭和四十三年十一月二日

伊藤圭介翁旭園趾碑建設委員会委員長

金城学院大学学院長 戸 荊 近太郎

付記 当日碑前に、もと名大総長勝沼精蔵博士の遺影を、故博士
 宅から借用して供えらるとともに、顕彰事業に生前多大の労力を
 費された故博士のかずかずを偲んだ。

正 誤 表

第十四卷 第四号 昭和四十三年十二月三十一日発行

ページ	段	行	誤	正
表紙				
一五	下	一	ヒボクラテス象 cois.	ヒボクラテス像 cois.
一七	上	四	筆にあるもの cois.	筆になるもの cois.
"	下	五	Land.	Land.
"	"	六	Land.	Land.
"	"	七	q'uangseij	q'uangseij
二六	下	一一	大楓盤水	大楓馨水
二七	下	一三	Termini	Termini
二八	"	一四	Pharmakalogie	Pharmakalogie
"	下	一〇	阿蘭陀商館ヘイト	阿蘭陀商館長ヘイト
三〇	下	一四	津田進三	津田真道
三二	下	一六	蒲衛花歌の影響	蒲衛花歌の影響
三三	上	二	大庭雪齋	大庭雪齋

明治・大正医師会史略

塩 沢 香

はじめに

昭和六年に一度発表した旧稿を補筆したもので、いささか面はゆい次第でもあるが、実は別冊やバックナンバーの請求が今にして絶えないので、申さばこれの増刷という意味である。

この稿もとより医師会発達史乃至医政史としては不備なものであるが、この種の文献は他に見当たらないので、関心ある人々の一察を得れば幸いである。(昭和四十三年四月再補正)

— 明治八年 —

その胎動 我が国における医師会の起源は明治八年、松山棟庵、佐々木東洋、石黒忠憲、三宅秀、隈川宗悦等の発起によつて成立した「医学会社」が是れである。この会の目的、趣向は当時洋方を修めた少数の医師が相集うて交友を深め、同時に医学及び医政を談論、講究することにあつた。すなわち、後年二つに別れた医師会と医学会を極はめて自然発生的に兼ねたものであつた。

医学会社について明治十年、東京大学医科の各科が連合して「集談会」を興し、医学・医術の研修のほかに、後に所謂社会衛生に関して談論を交わしたことの記録が残されている。

つづいて明治十五年、高木兼寛、松山棟庵等は「成医会」を、またこれと前後して田口和美、樺村清徳等は「興医会」を結成し、夫々医学研究を主体としながらも、同時に医事衛生に関する知識交換の機関ともなつていた。

かくして翌明治十六年、長与専齋、石黒忠憲、高木兼寛、長谷川泰等の発起によつて「大日本私立衛生会」の成立するに及んで、公衆及び個人衛生に関する思想並びに施策普及の方向が決定づけられ、純粋な医学研究の機関や団体とは自然発生的に分離発展するようになつた。

以上の数結社が後の医師会の母胎である。

— 明治十九年 —

東京医会の結成 明治十九年「東京医会」が結成された。発起人として池田謙齋、隈川宗悦、長与専齋、長谷川泰、実吉安純、松山棟庵、高松凌雲、佐々木東洋、戸塚文海、三宅秀、桑田耕平、石黒忠憲等が名を連らねている、この東京医会こそ純然たる医政団体の濫觴である。

当時、洋方の漸く盛んなる時流に反抗し、全国三万余と称せられる皇漢医が気脈を通じて「洋医の横行」を妨げる目的の下に種

々策動し、執拗を極めた。これに対して洋医の団結のなかつたことを不利、不便として、茲に東京医学会の出現となつたのである。

これより先、明治六年長与専齋は文部省医務局長に任ぜられ、第一着手として医制七十六条を制定した。医務局は同八年内務省に移管され、同年二月医術開業試験の制度が実施された。すなわち、物理、化学、解剖、生理、内・外科、葯劑学等を試験科目と定め、これに合格した者でなければ開業は認めないこととした。従来より開業中の皇漢医はなお引き続きその開業を認める経過規定は附置されていたが、時勢は皇漢医当事者のみならず、世上識者中にもその存続を強く主張する者が少からずあつて、例えば某宮殿下より某大臣に対して「皇漢医方維持」の指示があり、当時としては、一通りならぬ事態とされた。

東京医学会はこれに対して、極力洋方の真価普及に努めたことは、その結成の趣向に徴して言う迄もない。幹部有志は率先して会の基金造成に当り、内務省が版權を所有していた医学教科書(翻訳)の權利を譲り受けて出版し、洋医学の普及に併せて会の基礎を鞏固にする事業なども行つた。

かくして、数年ならずして東京はもとより近県在住の新医学を修めた医師は、殆んど洩れなく東京医学会の傘下に集まつた。

— 明治二十六年 —

大日本医会 東京医学会の規模が漸く大となるにつれて、勢の赴くところ、全国的に医師の団結を進めようとする気運が動き始めた。この気運の結成されたものがすなわち「大日本医会」であつて、我が国における医師の全国的結成の嚆矢である。

この会は明治二十六年「我等業者の權利を伸張し、業務を保護

するを以て目的」として創立され、理事長は高木兼寛、理事には長谷川泰、鈴木万次郎、長与専齋、原田貞吉、佐藤進、永阪周二、伊勢銳五郎、高松凌雲等が名を連ねている。全国に亘る會員は盛時三千三百余人に達した記録がある。

本会の主なる決議及び実行運動を摘記する。

▽皇漢医の継続を否とする事

▽医薬分業は法律を以て規定すべからざるの事

▽官立医学校附属病院を施療病院と爲し、医学教育の完全ならん事を帝國議會に請願し且当局大臣に建議する事

▽医師行政処分被告弁疏の道を開かれむことを内務大臣に建議する事

▽法典調査会の審理委員若くは査定委員中に医師を加えられむことを政府に建議する事

▽医師免許規則第四条を嚴重に勵行せられむ事を内務大臣に建議すること

▽種痘法改正案の建議

▽各地方に於ては國家の生産に樞要なる細民救療の方法即ち施療病院或は施療所を設置し、又は施療券を發する等の制を設けられむ事を当該当路者に促す事

▽本会々員は本会大会に於て決議したる事項に賛成同意を表する衆議院議員を選出することに尽力すべき事

▽本会々員は赤痢病の如き伝染病予防に付き該府県知事及府県会等に充分予防策を実施せしむる事

▽我々同業者は業務上に関する法律規則に基く國家事業には無報酬にて従事すべきものにあらざ

等々、各般の事項に対して活動したが、之を要するに、業權の伸

張、救療事業の普及、公衆衛生の向上等が眼目を為しており、更に端的に中心を求むるなら業權に焦点があつたことは、これを窺うに苦しまない。次項の医師会法案がこれを語つて余蘊なしと云える。

— 明治三十二年 —

医師会法案 大日本医会の最も華やかな活動は、明治三十二年第十三議會において「医師会法」の成立を囿つたこと是れである。會員である衆議院議員鈴木万次郎、齋藤寿雄、脇阪行三等が法案提出の任に當つた。

本法案は、大日本医会結成の当初より調査研究を累ねたものであつて、その要諦は、医師に対して府県医師会の設立を強制し、この強制設立医師会に加入しなければ事実上開業出来ない、という制度を立てようとするにあつた。

時に会の理事長谷川泰は内務省衛生局長として政府委員であり、貴族院には会の理事長高木兼寛、理事長与專齋が議席にあつて、法成立は略ぼ疑なしとされていた。明治三十二年一月二十四日、賛成百六十九、反対六十一をもつて衆議院を通過した医師会法案の全文は次の如くである。

医師会法案

第一条 医師は府県毎に医師会を設け、郡及び市毎に支会を設け、医師の品位を保ち業務の誠実を期し公衆の健康及び医業の進歩を図るべし、医師会は内務大臣及び地方長官の監督を受く

第二条 府県は医師会名簿を設くべし、医師は医業を為す所の府

県は医師会名簿に記入を請ひ手数料一元を納むべし

第三条 医師は府県の医師会名簿に記入を請ひ医師会に加入し其の規則を遵守すべし

第四条 (略)

第五条 医師会又は支会には会長副会長幹事及び常議員を置くべし

第六条 医師会は毎年一回以上總會を開き支会は隔月一回以上集會を開くべし

第七条 医師会はその会則を定め地方長官を経て内務大臣の認可を受くべし、其の会則を変更するとき亦同じ

第八条 医師其の業務に関し本法又は医師会規則に違背したる行為あるときは府県医師会長は總會又は支会の決議により懲戒を求むる為め地方長官を経て内務大臣に申告すべし、この場合に於ては本人又は代理人は内務大臣に弁明し又は弁明書を提出することを得

第九条 内務大臣は医師会長の申告に依り中央衛生会の審議を経て懲戒処分を為すことを得

第十条 懲戒処分は左の三種とす

一、譴責

一、停業

一、除名

第十一条 地方長官は医師会又は其の支会の決議にして法律命令及び医師会規則に違背し又は公益を害するものと認めるときは内務大臣の認可を経て其の議決を取消し又は議事を停止することを得

附 則

第十二条 医師会創立に関する規則は別に命令を以て之を定む

第十三条 現在医師は本法施行の日より六十日以内に其の医業を
為す所の府県医師会名簿に記入を請ひ医師会に加入すべし
但第二条の手数料を納むるに及ばず

第十四条 北海道沖繩県及島地医師会に關しては別に命令を以て
之を定む

第十五条 此の法律は明治三十二年四月一日より施行す

医師会法案の流産 衆議院を六十一票對百六十九票の圧倒的多数
で通過した医師会法案は、端なくも、貴族院で躓くこととなつ
た。

院外に於ける本法案反対の主力を為したものは、主として東京
大学出身者より成る一団であつた。その反対の趣旨は「医師中自
づから智能・技術の相違がある、即ち従来開業の皇漢医も医師、
連成機関で養成され開業試験に及第した者も医師、帝国大学出身
者も亦医師である、此等を一律平等に医師会法の拘束下に置くの
は不合理の甚しいものである」というにあつた。

貴族院内では議員三宅秀、大沢謙二が同僚議員の説得に努め、
院外よりの猛運動と呼応して、まずもつてこの議案審議の委員長
谷干城を反対派とするに成功し、政府委員（衛生局長）長谷川泰
を忌避して発言せしめず、大臣、次官を追及して審議の延長を策
し、この間に議員個々の説得を院内外呼応して進め、ついに賛成
三十八、反対百五十九という大差をもつて医師法案を否決した。

医師会法案の賛否をめぐる院外運動の熾烈さは、帝国議會創設
以来の現象として注目され、医師団体の存在を示すことにはなつ
たが、同時にこの劇しい内訌は尾を引かない筈はなく、汎日本の
医師団結成を何年か遅延させたことはたしかである。

明治医会 医師会法案反対運動の成功を機として、青山胤通、
賀古鶴所、森林太郎、峰秀世、川上元治郎、宮本叔、遠山椿吉、
田代義徳、入沢達吉等を發起人とし、東京大学出身者を中心勢力
とする明治医会なる一団体が出した。「本会は新進医師の締交詢
議を以て目的」とし、医学の推進、医政の廓張、医育の統一、医
風の向上を唱え、既存の東京医会・大日本医会に對抗意識を示
し、自から高く持する風が顕著であつた。

大日本医会終焉 大日本医会は高木兼寛が中心となつて運営さ
れ、東京医会幹部がこれに參じて、もつて全国的の形を整えたも
のであつた。それに衛生局長長谷川泰と斯界の大御所の存在であ
る長与専齋が力を添え、漢方医否認を決定的とした功績は記録さ
れるが、医師会法案はいささか行き過ぎであつた。それに主腦高
木の狷介不羈は人の和に幸いせず、医師会法案流産とともにこの
会の影は急速に薄いものとなつた。

大日本医会の存立不明確に代つて医師団の主導に任じたものは
既存の東京医会である。東京医会は結成以來順調に發達、伸展し、
府下の漢方を除く医師の九〇%を傘下に擁し、土地、事務所用建
物を所有する程になつており、この間種痘料の協定で東京市と衝
突、コレラ菌をめぐつて警視庁と激論する等、会務に見るべきも
のがあり、事件を挿んで一度は内務大臣によつて結社の解散を命
ぜられたこともあつたが、直ちに陣容を新たにして復活した。

明治三十四年、新陣容の東京医会会長に就任したのは北里柴三
郎である。北里は当時官立伝染研究所々長の現職のまま、この民
間団体の首脳に推されて、あえてこれを辞さなかつた。当時の吏
道吏風に照して異とするに足るものであつた。

この年、二府五県医師会の結束による関西聯合医学会が出現し、東京医学会との呼応、折衝が次第に濃く、大日本医学会の逸亡に代る全国的結成への気運が動き出すのである。この気運の醸成は、東京医学会々長に北里なる人物が現われたことによつて急ピッチとなつた。

— 明治三十七年 —

帝国聯合医学会 急ピッチとは言え、なお全国的結成には二年の歳月を必要とした。すなわち、帝国聯合医学会が京都において発会式を挙げたのは明治三十六年三月である。

帝国聯合医学会は三府二十余県の医師団代表を集めて発会式を行つた。(個人の参加も自由であつた。) 発会式上発起人を代表して北里は「医権を擁護し、医事衛生の進歩を図るため、その前提として医師の大同団結が絶対必要」であることを高調した。「医事衛生」なる熟語が現われた始めである。

この発会式即ち第一回総会において、北里は衆望を荷つて会長に推された。会務に与かる常務委員に岡田和一郎、鳥居春洋、鈴木万次郎、遠山椿吉、石川清忠、土岐文二郎、木庭栄、峰秀世、真本義保等が会長より指名された。ほかに齋藤仙也、清野勇、長谷川泰、川上元治郎等も会務の枢機に参じた。

本会は同年末東京に、翌三十七年大阪に大会(総会)を開き、会員の糾合を進めた。この間、会長北里は率先して各地に遊説し、医師会未設置に対してその設立を勧奨、且つ帝国聯合医学会への加盟を慫慂した。その足跡は殆んど全国に洩れなく、精勵熱意の反応は所処に県医師会の新設を見るに到つた。北里はこの如く全国の遊説と会本部の運営を一身に負い、これに要する少からぬ

経費、その総ては私財より投じて些しも言う所がなかつた。加之、内務大臣の監督指揮下にある現職官吏の身分なるを憚ることなく、東奔西走、医師の団結を図り、更にこの団結によつて「医師法」の制定を内務大臣に要求するのである。北里は明治三十七年、満五十歳の壮齡であつた。

医師法案 帝国聯合医学会の活動は、医師法案、医育向上、伝染病予防法改正、薬律改正(分業反対)、救療、学校衛生等の諸問題を採りあげて調査研究を進め、時運に添つた実現化の運動に努めた。

就中、医師法の制定が中心課題であつたことは明白である。大日本医学会の企図した「医師会法案」は、既述の如く過ぐる三十二年第十三議会において、貴族院の否決するところとなつて成立しなかつた。その後政府としては積極的に本問題を探り上げる意向を示さないものであるが、現実の問題としては明治十六年大政官布達「医術免許規則」があるに過ぎない。

医学の進歩、世態の変遷に見て、医業に従う者として、医師たる身分の問題はも早や放置を許さない、とするのは当然の帰結であり、政府が放置する以上は、自からの手でこれを打ち立てるほかはない。帝国聯合医学会の中心課題が「医師法」にあつたのは自然の数である。

これより先、明治三十五年に東京医学会と関西聯合医学会の有志が一堂に会して「医師法案」の研究を行い、兩三回の往来があつたことは、やがて帝国聯合医学会の結成の下地となつたわけで、既述と重複するが「医師法案について研究」の事実をここに挿記し置く。

尚、一事の挿記すべきは、九州医学会をもつて古くより一団を為している人々亦た帝國聯合医学会に参じた事実である。

されば帝國聯合医学会は成立とともに常設委員を設けて「醫師法案」の研究を進め、三十七年十一月大阪に開いた第三回大会で、次の如き「案」を大会の議として決定した。この案の作制には法学博士岡野敬次郎、同岡田朝太郎の参画を求めて、完備を期したものであつた。

醫師法案

第一条 醫師たらむとする者は左の資格を有し内務大臣の免許を受けることを要す

一、帝國大学、及医学専門学校医学科を卒業したる者

二、外国医学校卒業証を有し文部大臣の選任せる委員に於て前号卒業者と同等以上の学力ありと検定したる者

第二条 左に掲ぐる者は免許を受けることを得ず

一、重罪を犯したる者但し国事犯にして復権したる者はこの限に非ず

二、公権停止中の者

三、未成年者、心神耗弱者、聾啞者及盲者

第三条 重禁錮に該るべき偽造罪、偽証罪、賄賂罪、墮胎罪、窃盗罪、詐欺取財罪、費消罪、又は赃物に関する罪を犯したる者には免許を与へざることをあるべし

第四条 内務省に医籍を備へ醫師の氏名と住所を登録す

第五条 醫師は自ら診察せずして診断証、処方箋を与へ又治療を爲すことを得ず

第六条 醫師は特に帳簿を備へ患者の氏名、年齢、住所並に病

名、療法を記載すべし

前項の帳簿は五年間之を保存すべし

第七条 醫師はその技能を誇稱する虚偽の公告を爲し又は秘密療法を有する旨公告すべからず

第八条 道府県に住所を有する醫師は医師会を設立すべし、医師会に関する規定は内務大臣之を定む

第九条 医師会は医事衛生に関し主務大臣若しくは地方長官の諮問に応じ又は建議を爲すことを得

第十条 醫師たるの免許を受けたる者第二条各号の一に該当するときは内務大臣はその免許を取消すべし

第三条に該当するときは免許取消し又は期間を定め医業を停止することあるべし

前項の取消処分を受けたる者と雖再び免許を与ふることを得
醫師刑法第二百五十五条、第二百六条、第二百四十条、第二百四十三条、第二百四十四条、第三百七条、第三百四十六条、第三百四十七条、第三百六十条又は伝染病予防法第三十条を犯したるときは期間を定め医業を停止することあるべし

本条第二項以下に規定したる免許の取消、再免許又は医業の停止を爲さんとするときは内務大臣は之をその醫師の住所を有する医師会に諮問すべし

第十一条 第五条又は第六条に違背したるときは百円以下の罰金に処す

第十二条 第七条に違背したる者、停止中医業を爲したる者又は免許を受けずして医業を爲したる者は五百円以下の罰金に処す

第十三条 本法の行政処分に対しては訴願又は行政訴訟を提起することを得

附 則

第十四条 本法は明治 年 月 日より施行す

第十五条 第一条第二号の検定に関する規定は文部大臣之を定む

第十六条 本法施行前の医術開業免許は本法施行の後と雖其の効力を有す

第十七条 齒科医は本法規定を適用せず

第十八条 本法施行後十年間医術開業試験規則により施行する医

術開業試験に及第したる者は医師たるの免許を受くることを得

第十九条 医師免許規則は本法施行の日より之を廃止す

明治医会の動向 既述、赤門系を中心として結成された明治医

会の人々亦帝國聯合医会に参じたのは事実の示すところである。

大日本医会の医師会法案を真向より反対し、ついにこれを貴族院

において流産せしめることに成功した人々が、大日本医会の志向

を継いで医師法案を企図する帝國聯合医会に参じ、常務委員数名

をも出したことは、如何なる所見、如何なる期待に立つたもので

あるか？

おそらく医権の擁護、伸張、医育の向上、医事衛生の普及等、

所謂医政の目標については、医師たる職責にある者として異見の

ある筈はなく、更にこの目標達成のためには、前提として同業の

大同団結を必須とする實際問題は論議の要はなかつたであらう。

剩すところ方法論、程度論で見解を岐つことは已むを得ない。

而して団体運動において人間関係の左右するところ、ひいて感情

の交錯することも数の免れないところであるのは、独り医師会だ

はたして、前掲帝國聯合医案の医師法案が定案となる迄の間、

明治医会系の人々は主として医師会の強制設立制（案第八条）を

焦点として強く反対、抗論した。而して案定まるや、川上元次郎、

峰秀世、岡田和一郎、遠山椿吉等は常務委員を辞して会外に去つた。

遡つて明治三十一年末、明治医会が大日本医会案「医師会法案」

反対の第一声をあげてより、明治三十九年三月医師法が始めて公

布され、続いて同年十一月医師会規則の公布に到る、前後凡そ十

年の間、絶えず繰り返えされた所謂大学派と民間医師団との抗争

は、その因が二、三の点において意見の相違であつたことは否む

べくもないが、明治医会派の見るところは、民間医師団を率いる

北里の存在が眼障りであつたと猜疑することも出来よう。また、赤

門系の人々の所謂エリート意識は、時点において考えなければ了

解し憎いのである。

帝國聯合医会と袂を別つた明治医会は、それより独自の案を具

して医師法制定を企図し、兩者夫々對帝國議會工作をめぐつて、

亦もや激しい抗争を展開することとなつた。

明治三十九年

今、帝國聯合医会と明治医会が夫々案を持して譲らなかつた条

項を對比するの煩を略し、理解の便のため、史を倒叙して明治三

十九年五月公布された、医界の待望久しかつた医師法の全文を見

ることとする。これこそ医師の身分、業務に関する始めての法律

である。

醫師法

（明治三十九年五月公布）

第一条 醫師たらむとする者は左の資格を有し内務大臣の免許を

受けることを要す

一、帝国大学医科大学医科又は公立若しくは文部大臣の指定したる私立医学専門学校医学科を卒業したる者

二、医師試験に合格したる者

三、外国医学校を卒業し又は外国に於て医師免許を得たる者に於て命令の規定に該当する者

医師試験は中学校若しくは修業年限四年以上の高等女学校の卒業者又は之と同等以上の学力を有する者にして医学専門学校を卒業し若しくは外国医学校に於て四ヶ年以上の医学課程を修了したる者に非ざれば之を受くることを得ず

第二条 左に掲ぐる者は免許を受くることを得ず

一、重罪の刑に処せられたる者但し国事犯にして復権したるときは此の限りに在らず

二、公権停止中の者

三、未成年者、禁治産者、準禁治産者、聾者啞者及盲者

第三条 禁錮に処せられたる者又は医事に関し罰金に処せられたる者は免許を与えざることあるべし

第四条 内務省に医籍を備え医師免許に関する事項を登録す登録すべき事項は命令を以て之を定む

第五条 医師は自ら診察せずして診断書及処方箋を發行し若しくは治療を為し又は検案せずして検案書若しくは死産証書を交付することを得ず

第六条 医師は帳簿を備え患者の氏名、年齢、職業、病名及療法を記載すべし

前項の帳簿は之を十箇年間保存すべし

第七条 医師はその技能を誇稱して虚偽の広告を為し又は秘密療

法を有する旨広告することを得ず

第八条 医師は医師会を設立することを得

医師会に関する規定は内務大臣之を定む

第九条 医師会は医事衛生に関し官庁の諮問に応じ又は建議を為すことを得

第十条 医師法第二条第一項又は第三号に該当するときは其の免許を取消すべし

医師禁錮に処せられたるとき又は業務に関し罰金に処せられ若しくは不正の行為ありたるときは免許を取消し又は期間を定めて医業を停止することあるべし其の事免許前に係る場合亦同じ本条の取消を受けたる者と雖第二条第三号の原因止みたるとき又は改悛の情顕著なるときは再免許を与ふることあるべし

本条の処分は内務大臣之を行ふ第二項及第三項後段の場合に於ては中央衛生会の審議を経ることを要す

第十一条 免許を受けずして医業を為したる者停止中医業を為したる者又は第五条、第六条、第七条若しくは第十三条第三項但書に違背したる者は五百円以下の罰金に処す

附 則

第十二条 本法は明治三十九年十一月一日より之を施行す

第十三条 本法施行前の医術開業免状は本法施行の後と雖仍其の効力を有す

本法施行前第一条第一号に該当せざる官立、府県立医学校を卒業したる者には第一条第一項の資格を有せざるも免許を与ふることあるべし本法施行前医術仮開業免状を得たる者は本法施行の後と雖も医業を為すこと得但し免許地域外に診察所、治療所又は其の出張所を設けること得ず前項但書の規定は往診

治療を為すことを妨げず

第十四条 本法施行後八ヶ年間は第一条第二項の規定を適用せず

医術開業試験規則に依り開業試験を挙行す

前項の試験に合格したる者は第一条第一項の資格を有する者と看做す

山根正次が帝国聯合医会案を進歩党及び大同倶楽部の賛成をもつて提案した原案は、第八条「医師は医師会を設立すべし」とあり、また医術開業試験の猶余期間は十年であつた。

青柳信五郎が明治医会案を政友会の賛成で提案した原案は「医師は医師会を設立することを得」であり、猶余期間は五年であつた。

争点を絞ればこの二点に帰するであるが、両派の抗争は、既述医師会法案程ではなかつたにせよ、十分人眼を惹くに足る激しいものであつた。後年迄何かにつけて相拮抗する医界の二潮流、その分岐点の明確化はこの時点においてかなりハッキリしたものとなつた。

山根、青柳二案は医界両派の抗争、競合に刺戟されて衆議院では、重要案件として特に十八名の委員会を置いて、両案の審議を進め、一方政府の意向を質したが、政府内務省としては医師会の強制設立以外は賛成である旨を言明した。由つて両案の折衷されたものが前掲の医師法となつた、というのが結論なのである。

医師会強制設立の問題は後に尾を引き、ついに大正十二年をもつて総決算（後述）となるのであるが、ここでは明治医会派が一応凱歌をあげ、帝国聯合医会派は任意設立をもつて一時を隠忍し、実は医師会規則の運用をもつて実効を収めようとするのである。

三十九年九月 医師法施行規則（内務省令）が施行され、同月同じく省令三十三号で医師会規則が公布された。

医師会規則（要項）

- 一、医師会は郡市区及び道府県とすること
 - 二、十人以上の発起により会員たるべき者三分の二以上出席し、出席者の三分の二以上の賛成を要すること
 - 三、道府県医師会より選出したる代議員を以て組織すること
 - 四、地方長官は代議員定数五分の一以内の數に於て学識経験ある者を特別代議員とすることを得ること
 - 五、医師会は總會の決議によつて解散し得ること
 - 六、官、公立病院、診療所に於て診療に従事する者は医師会員たる義務なきこと
 - 七、会員に対し百円以上の過怠金を課し得ること
 - 八、地方長官は医師会の議決にして穩当を欠くと認むるときは之を取消し得ること、又内務大臣の認可を得て医師会の解散を命じ或は役員の改選を命じ得ること
 - 一読分明で、地方長官の監督権限が強く、医師会自治の基盤は甚だあやしいものであつた。加之、之を根本的には医師会という団体は法人なりや、否や。法人であるとするならば、それは公法人か、私法人か。議論の余地を多々残すものであつた。
- 然し乍ら、医師会が始めて法的根柢を持つことであつて、一時期を画するものであること言うまでもない。

帝国聯合医会の衰退 医師会規則の公布によつて、明治四十年の初頭より各地方の郡市医師会、東京市における区医師会の設立

が相次いで行われることとなつた。実は郡市区医師会は既に概ね実体を存していたものであるから、法に依る手続だけで足りるのであるが、道府県医師会はこれら夫々一個の団体である郡市区より代表者の選出されを待つて結成する關係上、不馴れもあつてその成立には意外に時間を要した。

管に不馴れというだけではなく、顯著な例は東京で、既述医界二潮流の伏在は否み得ない事実である關係から、明治四十二年末に到つてもなお府医師会は設立されなかつた。これに似た事情の數地方でも県医師会はその後迄未設置であつた。

然し乍ら、これより明治末年にかけて三十數府県に医師会が現実に存立しているのであるから、これら内務省令医師会規制によつて成立した府県医師会を糾合して、全日本の医師団を結成しようとする氣運が動き始めたのは、これも亦自然の數である。

この動きは、實際問題としては帝國聯合医会の衰退と表裏を爲すものと言へる。「帝聯」は「医権を擁護し、医事衛生の改良發達を図る」と謳つて活動を展開したが、その具体的な目標は医師法を作るにあつた。その医師法の中に医師会強制設立を勝ち取る事が眼目であつた、というのは必ずしも過当な断定ではない。而して獲たものは任意設立であり、官権の監督が意外に厳しいものであつた。「帝聯」の幹部はこの結果を見ていささか氣落ちがしたものである。明治三十九年をもつて開会すべき予定の第四次「帝聯」大会は結局開かれるに到らず、四十年、四十一年、次第に「帝聯」を言う者を減じた。

而して、「帝聯」の結成、發展に挺身し、熱意を示した北里柴三郎は何時とはなく会務を放擲し、四十二年末には東京医会々長も辞し、わずかに地元芝区医師会長の名を帯びるに過ぎなかつた。

前記の如く北里は官立伝染病研究所長の現職にある者で、そのまま民間医師団の統率、指導に任ずることが異數であつた。本来の職費をいつ迄も等閑にするわけには行かぬ事状も生じて当然である。

かくして帝國聯合医会は、大日本医会の先蹤と軌を一つにして何時とはなく消散した。

— 明治より大正へ —

関西醫師大会 「帝聯」は既に亡きに等しい。然し全国医師会の合従連衡を説く者が無くなつたわけではない。否、むしろ低辺よりささやきが繁くなつて来た。

明治四十年春、名古屋において二府五県医師会による関西醫師大会なるものが開かれた。是れ実に明治三十五年滋賀県彦根に開かれた関西連合医大会の後身であつて、この間右聯合医会の幹部連は断続的に小規模な会合を持つていたのであるが、大会の名は這回名古屋大会に始まるのである。この第一回大会においては、当面の医政、医事衛生十数件の問題が提起され、論議されたのであるが、要之、医師会の全国的結合を完成しない限り、凡百の問題は正しい帰趨を得ない、医業の擁護、伸展も成りたいたと結論され、本大会を恒久的存在とし、毎年一回各地を巡回してこれを開くこととし、及び全国の府県医師会に合同を呼びかけることとした。

関東東北醫師大会

関西大会の刺戟に呼応して、同年十月、群馬県前橋において関東東北醫師大会が孤々の声をあげた。折から前橋に開かれた一府十四県共進会を機会に一医政上の諸問題に就

て隔意なき懇談を行いたい」旨の檄が群馬県医師会長齋藤寿雄より発せられた。之に応じて集まつた東京始め各県の医師は二百余名の多きに達した。

但しその大多数は個人の資格であつたため、勢い処士横議の観を免れなかつた。然し主催者の斡旋宜しきを得て、大会を恒久的のものと同様である。

じじつ、両大会はその翌年より大会を確実に開催し、構成単位を府県医師会としたので結成の基礎は鞏いものとなり、その決議や申し合せは些しづつ政治、行政は反映するようになった。

同時に、両大会は「全国医師会の設立を図る為め委員を設けて其の方法を調査研究すること」の申し合せを交わし、機運は次第に動き始めた。

世相の変移とともに、医業に関する問題は次第に繁雑を加えるに到つた。

これを外にしては、山梨県下に生じた所謂不応招問題の如きは一般世人の耳目を惹くものであつた。また内にしては、業務広告などで医風上亦患者の利害上放置しがたいものが生じつつあつた。而して四十四年、明治天皇より（所謂大逆事任に端を發して）濟生救療の詔勅があり、これによつて官民合同の大規模な救療機関が出現し、一般医師に対しても軽費診療が委託されることとなつたのは、医界にとつて大きな刺戟であつた。

翌四十五年、関東、関西両医師大会は夫々第三次大会を開き、愈々全国医師会聯合の氣運を醸成した。この年三月、古い歴史を持つ九州医学会は九州医師会を附設し、六月には北海道医師大会

が開かれた。

斯の如く所在に氣運は動くのであるが、何故か更に一步が進められぬのは、首都東京に府医師会が未だ設置せられぬのが主なる原因の一つであつた。東京医界の複雑性は既述したところである。かくて世は明治より大正へと移行する。

—大正三年—

日本聯合医師会 空氣の如くもやの如く動くものがあつて、消長はあつても停止はない。陰に陽に、有志の奔走が累ねられ東西の氣脈は次第に通ずる。乃ち大正三年二月東京において「日本聯合医師会」の設立を議すべく、その發起人として

関東側 鳥居春洋、兵藤芳矩、浜野昇、佐藤次郎

関西側 緒方正清、齋藤仙也、北川乙次郎、山田謙次、鶴崎平

三郎

九州側 行徳健男、西田熊吉、佐藤官吉

以上十二名が名を連ねた。

然るにこの「日聯」設立に熱心で謂わば東京代表の鳥居と関東東北医師大会を率いる齋藤寿雄との間に意志の疏通を欠くものがあつて、齋藤は發起人となる事を承諾せず、従つて準備会にも出席しなかつた。齋藤の主張は、医師会の団結を鞏固にするためにはあく迄正当の順序を踏み、發起人にせよ、準備会にせよ、必ず所属府県医師会の代表者でなければならぬ、かねて医師会の団結を主張している関東東北医師大会としては、今次の「日聯」については一度も協議してはいないのであるから、しばらく藉すに時日をもつてし、大会所属各医師会の議をまとめてからにしたい、というにあつた。これに対して鳥居は「個人の資格或いは区・郡

医師会代表でもやむを得ぬ」と主張した。縷記の如くその時点においてなお東京は府医師会の設立に到らず、明治十六年以來の東京医会が府医師会の立場を事実上代行していた。然し東京医会もちろん医師会規則によるものではない。かくして関東東北大会に属する各県医師会の大多数は「日聯」不参加をきめた。

このように、東京の事情は別として、関東と東北の参加を欠いたまま、有志は同年二月発起人会を開き、前記の人々のほか発起人として更に次の人々を加えた。

井上豊作（静岡）、山田謙次（石川） 松本需一郎（大阪） 浅山義六（神奈川） 伊藤重（青森） 横田菊三郎（埼玉） 浅野虎三郎（栃木） 長谷川寛治（新潟） 花岡出来輔（東京） 鈴木孝之助（同）

かれこれして、大正三年三月二十九日、東京麹町区大手町大日本私立衛生会の講堂を会場として、日本聯合医師会の発会式が奉行されたのであるが、集まるもの纔かに鹿児島、熊本、福岡、高知、広島、大阪、京都、滋賀、三重、愛知、石川、神奈川、福島、青森の二府十二県に過ぎなかつた。発起人会に代表を列席させた千葉、埼玉、栃木、静岡、新潟すら参加せず、ほかに千葉県印旛郡、山形県東村山郡、東京府豊多摩郡、浅草区各医師会の代表が参加したが、これらの資格についての論議もウヤムヤであつた。

さて、「日聯」発会式は右参加者によつて翌三十一日行われ、日本聯合医師会の名を正式に決定したのであるが、意外な不成功を認めて「委員を挙げて各府県の諒解得て以て大同団結の実をあげる」との申し合せを行つた。

この発会式において取り上げられた主なる問題は

一、医薬分業対策

二、欧州戦乱に依る医薬の不足対策

三、売薬法の改正

等で、一は剤団の強制分業促進運動に反対するもの、三は売薬印紙税をその創設の趣旨に即して医事衛生の資に充てるべきであるとの主張に併せて、店頭無診投薬の弊を指摘したものである。

「日聯」の出立は前記の如く僅々二府十二県の連携に過ぎなかつたので、連携者間に於ても自信を欠き、他は形勢觀望にとどまり、発会につぐ第二回の会合を開かれなかつた。

翌大正四年四月、東京は第四回日本医学会の開会さるるのを機として、東京医会々々長鈴木孝之助、京都府医師会会長齋藤仙也、大阪府医師会会長菊池常三郎等発起、内務衛生局長中川望、同医務課長野田忠広後援のもとに、全国府県医師会会長懇談会なる会合が開かれた。もとより医師会の団結云々には些しも触れるものではなく、主なる議題は

▽ 医師法改正の問題点

▽ 薬品不足対策

▽ 売薬法の改正

▽ 医薬分業問題

▽ 血清検定問題

その他当面の諸問題について官民隔意なく懇談しようというものであつた。結果は参加者意外に少く、文字通り十数名の懇談会に終つたが、前年発会した「日聯」が健全な存在であつたならば、と思わせる一とコマである。

——大正五年——

全国府県医師会長大會 大正五年初頭、剤団は強制医薬分業制

度を速急に実施せよ、との運動を猛然展開し、対議会工作を強力に進め始めた。医界としては正に放置なりがたい事態である。乃ち同年一月十六日、北里柴三郎、中浜東一郎、鈴木孝之助、金杉英五郎以下代表者三十余名の連名をもつて「医薬分業問題其の他時局の重要問題に關し至急御協議申上度」云々という案内状で全道府県医師会正副会長宛に発せられた。

これより先大正三年十月、伝研移管事件なるものを生じ、学界はもとより一般社会の耳目を驚かせたこと甚大、帝国議会においても深刻な論議が展開された。事件は大隈内閣が行政整理の名において内務省に属する伝染病研究所を文部省に移し、ついで東京帝国大学の附属機関としたことである。この移管について、その創設より拮据経営二十余年に亘る所長北里柴三郎は事前一切議に与らなかつた。所謂覆首をかかれたと同然の処遇であつた。されば北重は慨然として官職を辞し、直ちに北里研究所を興した。

伝研移管—北研創立、この事は表面医師会史とは無關係なるべき筈である。然し野人北里の出現を医師会史と無關係とする事は出来ない。さきに帝國聯合医会の創設、運営に示した北里の手腕、力量は、全医界人の記憶に鮮明である。その後医界の全国的結成が再建に到らず、或は企てられて未完成に終つてゐるのは、運動の中心に人を欠いたためであることは想像にたかくない。野人北里の出現は正しく希望の首脳を得たということである。

大正五月一日二十八・九両日大日本私立衛生会館に開かれた会

合は、出席者三府三十四県の代表者と委任状を合して四十五、応答なきは二県のみであつた。

会議は北里を議長に推し「全国医師会聯合に關する件」をまず議題とし、満場一致

決議 既設日本聯合医師会、関東東北醫師大会及び以上の団体に加入せざる他の医師会相共に合同して全国医師会の連合会を組織す。

右に關する一切の方法は今回の準備委員に任す

と議決した。論議の中途「日聯」の既存を認むべきや否やが一応問題となつたが、決議に見るが如く「日聯」の組織亦無駄でなかつたことが窺える。

會議は、医薬分業反対、齒科醫師法改正反対（口腔外科の解釈問題、その他）薬品調節、醫師法改正、実費診療所に定款を勵行せしむること等、内務大臣への建議を議決し、最後に

決議 全国医師会の聯合会設立迄は本会を存続し有事の時直ちに会合すること

と申し合せた。

大日本医師会 前項の決議、申し合せの直後北里を委員長とする「医師会團結準備委員會」が設置され、事務は直々進行した。水到つて渠成るの状である。

大正五年十一月十日より三日間、大日本医師会は発会式と第一回總會を開いた。参ずる者二府三十七県の代表者九十余名、これに東京の十五区七郡の代表を合して、総て百二十余名が議席に着いた。北里準備委員長開會辞を述べ、金杉委員長創立準備経過を報告し、斎藤寿雄を仮議長に推し、役員選挙に入り満場一致をもつ

て北重を会長に推した。而して副会長以下の役員は総て会長の指名に一任した。

議題の主要なるものは医師法の改正を求めることである。すなわち

第八条を改正し「医師は医師会を設立すべし、医者会は法人とす」とすること

第五条を改正し「医師は自から診察せずして診断書、処方箋、薬剤等を交付し若くは治療を為し又は検案せずして検案書若くは死産証書を交付することを得ず」とすること

第七条を改正し「医師は何等の方法を以てするを問はず其の技能及び経歴を誇称し虚偽の広告を為すを得ず」とすること

議案はこのほか「大日本医師会を法定医師会とすること」が大案件であつたがこのため委員会を特設することとした。

大日本医師会第一回総会に参加しなかつた六県は、翌六年の第二次に代表を出したので、全日本の医師会結成はこの年において全きを告げた。

因に、第一回に府医師会として代表を送ることを得なかつた東京府は、翌六年初頭北里を会長に推して正規の成立を完了した。

一挿話 大正六年二月、寺内内閣によつて議會解散が行われた。

寺内内閣の副総理は北里と刎頸の交わりある後藤新平である。而して寺内内閣正面の敵は伝研所長北里を暗打した大隈内閣の与憲政会である。北里が後藤副総理の請託を容れて医師団に檄し、憲政会の攪乱に策動したことは、正に一事実であり、一挿話である。情に激するのは北里の性格である。このことについて金杉英五郎は後年次の如く手記している。

北里さんは寺内内閣の衆議院議員総選挙には、同内閣の後藤さん等に頼まれて、医師候補多数を立てて北里さん自身も東京市より出馬の意向であつたのであります。その時には各県の候補者をも物色したのであります。当時、拙者はそれと何の関係もなく故郷(千葉県)より出馬の用意に取掛つたのであります。北里さんが一夕来訪して「僕も東京より出馬の心算りであつたが、僕が出るとなれば、必定成る一派が猛烈に反対する模様であるから、党閥なしと称せられている君が是非東京より出て貰いたい、それに付いては自分は極力応援するから」と言うのであります。そこで、二日間の考慮を請うて、遂に私が引

受けることになつたのであります。其の際、北里さんは平素に似合はず、応援演説にも屢々出席致し、諸所の勧誘にも務めて呉れたのであります。此の医師団選挙のことは、後に有松さん、後藤さん等より聴いて、後藤さんに頼まれて計画的に元締めをしたものであつたことが判りましたが、最後まで北里さんよりは一言の話もなかつたので、拙者もこの事に付ては一言も言はなかつたのであります。云々

政治に科学性を持たせねばならぬということ、また医権の擁護伸展成いは医事衛生の振興も政治を通さねば所期の目的は達しがたい。時運、世態の動きは次第に複雑化して政治に関与の要愈々切実である、というのは医界識者の一致した見解である。殊に北里は三年前伝研移管事件という稀有な政治工作の被害を体験して、政治、行政の裏面に憤激している際である。そこへ盟友後藤の依頼であるから決然起つて選挙を戦つたのは、正に勢というものであろう。

—大正六年—

同年二月、衆議院解散の行われる前後より北里は各地医師会に極秘の指令を發して準備を進め、ついで堂々大日本医師会の名において宣言を發し、立候補の斡旋、運動の援助に東奔西走した。この間彼は私財を投ずること十数万円であつたという。

四月総選挙の結論は出された。医界の推薦した十九候補中、

金杉英五郎—東京、伊藤重—弘前、齋藤寿雄—群馬、土谷全次

—高崎、土屋清三郎—千葉、佃安之丞—三重、齋藤紀一—山形、

山根正次—山口、行徳健男—熊本、大林森次郎—香川、八木逸

郎—奈良、中村静興—鹿児島、河野徹志—大阪、我如古棠一郎

—沖繩、秋山金也—栃木

以上十五名の当選という比類なき当選率である。もつて医師団の威力を示すに足りたのであるが、同時に反対党はもろろん政府者をして、含むところあらしめ、亦警戒せしむるに到つたのはやむを得ない成り行きである。

北里はこの年の暮、後藤や原敬の推挽で貴族院議員「所謂勸選議員」となつた。

医師法改正 大正八年政府提出を以つて医師法の改正が行われた。明治三十九年公布以来始めての改正である。要点は、郡市区及び道府県医師会は「設立すべし」と法に明記され、その目的は「医事衛生の改良發達」に限局され、政治活動の如きは厳に禁ぜられたものであつた。

この改正はもろろん大日本医師会の身上には及ばなかつた。或いは及ぼされることを、寸時自身避けたと言つてもよい。前々年

大正六年の衆議院議員総選挙の余りに華々しかつたほとぼりがまだ酔めやらぬ時点である。

—大正十年—

大日本医師会の法定化にはなお数年の日時を要した。要之、実績の蓄積である。

大正十年十一月、その第六次総会において、北里会長は理事者提案としてこの問題を正面へ押し出した。

大日本医師会を法定医師会となすことを

内務大臣に建議するの件

理由 医師法改正の結果道府県医師会郡市区医師会は皆法人たることを得て其の基礎愈々確実を来し、其の活動に期待すべきもの益々大ならんとす、是れ寔に邦家医事衛生の爲め欣尚すべし、然れども其の間猶一事の欠くるものあり蓋し道府県医師会を構成分子として組織せられたる本会の未だ医師法上に認められざること即是也、本会創立せられてより茲に六星霜今や著々として大小の事功を内外に挙げつつあるは天下周知の事実にして、基金の如きは二万余円を算するに至れり、将来永く国家の進運に順応して画策施設其の宜しきを得以て医事衛生の改善進歩に努力せんとす、然るに之を外にしては彼の大英帝国医師会の現状に鑑み、之を内にしては産業界の諸団体に就て徴するも皆法律の保障によつて其の基礎の安固を見るに不拘本会の如き全国医師団体の今猶法定化せられざるが如き方今幾多の時務を処理するに遺憾多き所以也とす、冀くば速に医師法中一部改正を行ひ吾等年来の理想を実現せしめむことを望む

既にして大日本医師会は後年の造語である圧力団体の実質を備えていた。実際関係においても北里個人は内務省に相当の勢力を有していた。されば右の建議を受けた内相水野鍊太郎は直ちに起案を下命し、十一年夏「都道府県医師会は大日本医師会を設立すべし」とする改正案を中央衛生会に諮問した。北里は亦中央衛生会長として、議長席にあつてこの改正案の可決を宣した。

然るに、この内務省原案は内閣法制局において任意設立制に改められた。これは所謂法理論によるものという。ために第四十五議會に提出された本改正案に対しては、衆議院において八木逸郎、中馬興丸、また貴族院において北里竝びに金杉英五郎等によつて、大日本医師会の主張、中央衛生会の議決に反することが指摘され、所謂強制設立の至当性が主張された。

かく論難検討の結果、設立賛成が一定数に達するときは爾他の小數に対しては加入を強制し得るとの解釈が明かにされたので、字句は政府原案通りとし、實質に効を取めて医師法改正は成立した。

—大正十二年—

法定日本医師会 この改正法は同年五月公布され、大日本医師会はこれに由つて、「日本医師会」の設立準備を進めた。通常法人の設立認可は、法定の手続、例えば会則(定款)案の作製、構成員による議決等を完了の上出願してから概ね半歳の日時を要するのが役所の風である。これに従えば大日本医師会とは別にまずもつて「日医」設立を決定する設立委員会を持たねばならない、そこで会則案起草せねばならない、しかして出願し、認可を得つて第一回日医總會を開く順序となる。かくして概ね半歳の間に

二回の会合を必要とする。

偶々、山本権兵衛内閣の内相が後藤新平であつたことに便を得たと察せられる手続を、この「日医」設立に見ることが出来る。すなわち、会理事者において起案作製した会則案の内閣を内務省に求め、省法令審査会の審議を予じめ了して置き、第一回總會の前日設立委員会を開いて会則案をきめた形式をとつて出願し、翌日正式認可を受領するというのである。

大正十二年十一月二十四日、第八次大日本医師会総会は議事を進め、議題「帝都及罹災地復興に関する衛生設備の調査機関を設くるの件」を審議中、内務省の使者が会場に認可を齎らした。その使者は衛生局医務課長大達茂雄であつた。(後に内務大臣・文部大臣)

内務省東衛第一一五号

日本医師会設立委員

東京府医師会長

北里 柴 三 郎

外八名

大正十二年十一月二十三日申請日本医師会設立の件認可す

大正十二年十一月二十四日

内務大臣 子爵後藤新平

見る如く昨日出願して今日認可された。日本医師会の認可は即大日本医師会の解散である。議場は即刻日本医師会第一回總會に切替えられた。

かくして成立した法定日本医師会は、昭和十五年国民医療法に

よつて性格を変えた日本医師会となる迄続くのである。

法定日本医師会長となつてからの北里は、漸く会長たる政治的存在であることに自から任じて、会務の一切は挙げて股肱の北島多一を理事長としてこれに一任した。北島の事務的才能はよく会長の信頼に応えるものであつた。また、理事寺邑毅一、岡田久男、書記長内ヶ崎騰次郎等が熱誠会務に當つたことは記録さるべきである。

北里が長逝に至る昭和六年迄の九年間に、日本医師会の當面した重なる問題は

一、所謂混合販売公認の反対

一、昭和二年健康保険制度の実施に当り自から案を具してその医療を日本医師会の受負いとしたこと

この二件である。前者は薬剤店頭販売という一時的の問題にとどまるが、後者は事頗る重大である。

すなわち、昭和の医師会史、医政史は健保医療に始まる社会医療史そのものと言つて過言でない。

— おわりに —

拙稿は以上をもつて一段落とする。筆者の昭和医師会史稿は昭和二十年の敗戦時まで略ぼ資料の取りまとめを終つているが、未だ発表の自信に到らない。

また戦後すなわち昭和二十一年以降の社会医療史は資料の過多に苦しむ実状である。

臨床家・薬理学者としてのシドニー・リンゲル

シドニー・リンゲルの名はリンゲル氏液の名で一般に知られている。彼は一八三五年英国ノーウィッチに生れ、商人の父が早逝したので、奉行人として働きながら小学校を卒業し、一八五三年一九歳の時ロンドンの University College に入り、一八六三年博士号を取得すると同時に Royal College of Physician のメンバー、次いで一八七〇年にフローとなつた。一八六二年から七八年までは母校の医療材料学、薬理学、治療学の囑託教授、一八八七年までは治療原理の教授、一九〇〇年までは臨床医学の Holm professor を勤めた。一九〇〇年引退したが大学にはなお Consulting physician として留まり、その後数年は The Great Ormond Streets 小児病院の Assistant physician として働いた。

リンゲルは臨床家として診断治療に秀いで、患者への説明も巧みで、剖見により自己の診断の適否を確認するのに熱心であつた。

薬理学の講座を担当した関係から Handbooks of Therapeutics を一八六九年に刊行し、改訂方十三版までを上梓した。

大学では薬理の実験室がなかったため、生理学実験室の一隅を借り、早朝か深夜に晶質と膠質のカエル心筋、骨格筋に与える作用について研究し、その結果を次々と Journal of Physiology に発表し、一八八四年英国学士院会員に推挙された。心筋の灌流液として蛋白を含まない生理食塩水を加えたものが適当であることを発表し、それがリンゲル氏液の端緒となつた。本来の成分は NaCl 〇・八五%、KCl 〇・〇三%、CaCl 〇・〇四%である。

Sydney Ringer (1835~1910), Clinician and Pharmacologist. J. AMA, Vol. 206, P. 2515

Decem. 9 1968. (A・M)

日本医史学会例会記事

一月例会 一月二十五日(土)

於慶応大学医学部北里記念医学図書館二階会議室

I Abraham Lincoln and His Doctors

Emmet F. Pearson

II Samuel D. Gross 2000

小野の
護

講演の詳細は次号に掲載します

二月例会 二月二十八日(金)

於東京医科大学同窓会館ホール

一、ポンペ来日直前の長崎の蘭学

大滝 紀雄

嘉永、安政年間是我が国が鎖国から開国に踏みきる重大転換期であった。したがって蘭学も、それまでのように医学を中心としたものから、軍事科学中心となりつつあった。長崎で第一期、第二期の海軍伝習が行われたのも、海防の必要を痛感したからにはかならない。第二期伝習のさい、軍医官として来日したのがポンペであり、第一期伝習の時期に、たまたま医師として活躍したのがブルック J. K. van den Broek であった。ブルックは最後の蘭館医であり、ポンペのように幕府から招聘した、いわゆるお雇い外人医師ではなかった。

ブルックは医学のほか、薬学、物理、化学、理学、工学に詳しくあった。彼は長崎奉行から、「分離、窮理、算術、測量、鉄製造、その他国益になるべきこと」を通詞らに伝授するよう依頼された。

そこで彼は、薬学、解剖学、繙帯学その他の医学を伝授するかわら、当時発達しつつあった、造船、銃砲鑄造、火薬、紡績、硝子、印刷業、電信、写真術など広範囲な科学の部門にわたり、直接、間接の指導をなし、見るべきものがあつた。

ブルックの来崎は安政二年以前と思われ、離日は同四年八月であつた。

彼は医師としては目立った業績を残さず、また種痘の管理も不十分であつたようだが、むしろ前記の功績で高く評価されなければならぬであろう。

二、日本薬理学の誕生及びその後の展開

原 三郎

一つの学問の誕生を決めることには無理がありほとんど不可能のことである。ある基準によってそれを設定するに止まるのである。

薬理学が自然科学の中で、近代科学の一科として創生したのは、大体一四年前に Rudolf Buchheim (1820~1879) と Oswald Schmiedeberg (1838~1921) の卓越した見解によりエストニア(現ソ連邦の一邦)のドルバート(現在のタルトリン)の解剖学教室の地下室に実験薬理学を創始した時と思う。即ち、薬理学とは、生活しているものに化学的働体を与えておこる変化を主に攻究する学問である」との定義的概念を確立した時にあると考えた。マテリア・メジカの学から発展した科学である。

日本に於いて薬物学、のちの薬理学という学問が真に独立したのは明治十八年(一八八五)で、この年を日本薬理学の誕生したものである。前述のシュミードペルグのもとで薬理学を研究した

高橋順太郎が当時の東京大学に薬理学という講座を開いた年に当る。猪子吉人はその後後に注目すべき研究をしたが天折し惜しまれる。その後高橋順太郎の高弟森島庫太及び林春雄の両氏が日本薬理学を發展させた。明治及び大正時代は勿論昭和初期の薬理学は大学医学部や医科大学に研究の中心があったが、極めて少数の例外を除けば薬理学者は殆ど森島、林両教授の門下であることに特徴があった。

三月例会 三月二十二日(土)

一、江戸期の中国系薬物書概観
於慶応義塾大学医学部東校舎二階会議室

吉田 一郎

江戸期も寛文年間(一六六一—一六七二)ともなると、漸く太平に馴れて各般の文物も盛に行なわれて、各種の図書の板行も見られる様になった。既に本草・医薬書をはじめとして本題の薬物書は滝野元敬編著する修治纂要二冊が現れた。この書は鎌倉期から安土桃山期にかけて中国本土から伝承された金・元時代の医流で、この当時はまだ我国医界の大勢を占めていた。次いで延宝七年(一六七九)には編者不詳の訓蒙修治(写本一冊)があり本草諸子の説を列挙して薬物の修治を述べている。次に天和元年(一六八一)京都の葉家遠藤元理が薬品の良否選別を主題として本草弁疑五冊にわたりその自説を提唱している。次に正徳六年(一七一六)本郷正豊は薬種名寄帳一冊を選んで薬品の名称をいろは順に編集した。次で享保十一年(一七二六)松岡玄達は用薬須知三冊で薬品について自説を樹てているが、この頃には次第に前述の金元医流に対抗して、漢代の古典に復帰すべしと提唱する世にいう

古方派が抬頭して来た。そして前述の金元医流を後世派と通称する様になった。この古方派の先駆をなす香川修徳(号して一本堂)は享保十六年(一七三一)一本堂薬選四冊を發行した。この書は大きく世上に反響を起した。やがて元文三年(一七三八)戸田旭山は、この一本堂薬選の長短を衝いて非薬選三冊を板行して世に問うたが、その一子を一本堂に入門させ、香川氏もまたこれを認容している。この頃京都で吉益東洞が『古医道』を掲げて古方派のため烽火を挙げたのであった。次いで宝暦九年(一七五九)松岡玄達の門人は用薬須知後編四冊を刊行したが、これに先んじ宝暦四年(一七五四)大口灌畦は薬品弁惑二冊を梓行している。安永五年(一七七六)松岡玄達の門人らは更に用薬須知続編三冊を編刊しているがこれで本書は合計九冊に及び、当時としての新薬オランダ薬物をも収載している。なお安永の七年(一七七八)には加地井高蔵が薬物呼び名と別名を含めイロハ順で薬品手引草二冊とし、松岡典子は『千金方』中の薬品に註解して千金方薬註四冊を出版した。天明の四年(一七八四)には薬品を考究して主治として主要な効能を掲げ、考徴としてその薬品を含む方名を列挙し、またその薬方下に主効をその分量順に列記した。更に互考・弁誤・品考とその本態を追求する劃期的な編述を行った。実に本書は吉益東洞の遺著で、薬徴と号し四冊を出版し、次いで翌年には高弟の村井大年は薬品を追捕し薬徴続編三冊を続刊した。更に寛政六年(一七九四)には薬徴続編三冊を村井大年の名で重板しているのを見ても、いかにこの書が世に迎えられたかが納得出来る。その翌年の寛政七年(一七九五)には宇治田泰亮が古方薬説二冊を出版して古方流の用薬についてその意見を發表している。

やがて江戸期の斯学のみならず、文化文政年間には世上化政の頃と通称される文化興隆の年代に入り、次に天保年間にかけて最盛の出版が見られる。これに反して溯上して観るに元禄年間は一六年の永きにかかわらず、一本の刊行をも見られなかったのは、浮華安逸の世相を物語るものであろうか。

さて文化四年（一八〇七）幕府の侍医多紀法眼は名著薬性提要を出版した小冊子ではあるが流石名門、味読すべき好著である。次いで同八年（一八一二）柴田正簡は小冊子日用薬品考を刊行した。なおその九年（一八一三）には前述の村井大年の薬徴続編三冊が規範として重刻されている。文政六年（一八二五）には江戸八官町の薬舗大阪屋四郎兵衛は山形本手板発蒙を板行してイロハ別に薬品を解明している。これは商人が薄板に商品名を墨書して並べる現今のシウウカードに比すべきものである。同年作者不明だが、千金方薬名掌記という小形写本がある。同じく一一年（一八二八）に前記吉益家の薬徴三冊が再板されている。次いで天保四年（一八三三）に福井春水は本章の品名を並記した小形横本掌中名物笈を、同八年（一八三七）には宇津木昆台の大作中に薬能方法弁五冊を著して古方薬能を述べている。同じく一〇年（一八三九）に円波元堅は薬治通義を發刊して堂々五冊の論陣を張っている。同一三年（一八四二）に内藤蕉園は古方薬品考五冊を出版しているが、これは薬物の原形たる動植鉱物を当時京都に於ける一流画像に依つて、美術的品格を保ちつつ科学的に作画している点の特筆に値する。

この様に古方に依る名作が相次ぐ中に嘉永六年（一八五三）には尾台榕堂が重校薬徴を漸く脱稿している、未完の筆写本ではあるが推考の跡が深く刻まれている。この翌年（一八五四）森立之

は神農本草經三冊を復元刊行した。安政の四年（一八五七）には川越衡山は傷寒薬品体用二冊を出版し傷寒論の薬品について、氣・正邪・虚実・陰陽・寒熱等を論じ、七〇品の薬能について体と用とに分けて説述している。

この時局は外に黒船の來襲あり、内に尊皇攘夷の激動あり、加えて世にいう安政の大地震また安政の大獄等相次ぎ、世上騒然として出版界も停止状態となった。文久三年（一八六三）浅田宗伯の古方薬議もついに板行を見るに至らなかった。

以上の外に著作者發行年代不明の本草綱目指南は、大部な本草綱目に索引のないのを補足した点便利な出版であり、外紀元胤の薬雅は未完成な筆写本ではあるが、千代田城内の紅葉山文庫を独占した地位での著作として価値あるものである。

二、インドにアユール・ヴェーダを訪ねて

石原 明

演者は昭和四三年十二月中旬から約一カ月、インド、セイロン、ネパールに旅して伝承民族医学の実態を訪ねてきた。

三国ともに英国の勢力下にあつた時は、伝承医学は極めて振わなかつたが、一九四七年独立以来、民族意識が高まつて伝承医学の研究と教育が盛んになつてきた。セイロンでは、バンダラナイケ政権のころ、アジア各民族の総合伝承医学研究所が計画されたが、政権の交代によつて立消えとなり、近年コロomboに薬剤師の教育施設と国立のアユール・ヴェーダ研究所が設立され、活動をはじめた。ナウイナ研究所は病院を付属し、目下は皮膚疾患とりウマチに重点をおいて研究をしている。

キャンティのグラダ寺の隣の国立博物館には、貝葉にパーリ語

で記した古医書と医療器具が十数点陳列してあり、写しは新しいが仏教的解剖図があつて、セイロンの往時の民族医学の一端がうかがえた。

ネパールには医育施設がなく、インドに留学すると聞いたが、カトマンズには伝承医学だけの学校があり、国立の薬品研究所では製剤もしていた。セイロンとネパールは伝承医学の研究をすべてインドのジャムナガルに仰いでいる。

伝承医学の研究と教育の最大最高の中心は、グジャラ州の州都ジャムナガルの医科大学である。パキスタンの国境に近いこの砂漠の中の町は、マハラジャ（旧藩主）がパトロンとなつて伝承医学を護持してきた土地で、立派な大学と病院があり、アユール・ヴェーダ医学の大本山の感がした。

今回はこの大学の視察と文献の収集を主目的として行つたので、臨床の実際にもふれ、とくに物理療法や生薬を目のあたりにみて、インドの伝承医学が新しい時代を画して発展途上にあることを感じ、わが国の伝承医学（漢方）と比較して同日の談でないことを知つた。

書評

ドナルドキーン著、芳賀徹訳

「日本人の西洋発見」中央公論社、五八〇円

昭和四三年二月二〇日発行

「本多利明とその他の発見者たち」という副題がついている。原書は Donald Keene: *The Japanese Discovery of Europe... Honda Toshiaki and other discoverers 1720—1830* であり、初版は一九五二年にだが、増補改訂の第二版がまだ米國で刊行されないうちに東大教養学部の方賀徹氏により第二版の訳本がつくられて出版されたのが本書であり、私どもには非常にありがたい。

一読して本書が甚だすぐれた内容をもち、また訳文が流麗で、甚だ読みやすいことに感服した。キーン氏はコロンビア大学で講義している著名な日本学者であり、徒然草、芭蕉、近松から、太宰、三島、安部にいたる日本文学の研究に翻訳にめだつ活躍をしているとのことである。

訳者のあとがきに本書を批評して『このキーン氏の蘭学（洋学）研究は、「日本人の西洋発見」という巨視的なところから、鎖国日本をめぐる「西洋」側の動勢との連関のうち「蘭学運動」を位置づけ、さらに、テーヌ風に言うなら「近代日本の起源」としてのその精神的意味を明らかにするのである』という。

原著者の序文によると本多利明（一七四四—一八二一）を中心人物にとりあげたのは『利明のどの著作でもよいからそ

の一ページを読んだだけで、かれとともにひとつの新しい時代がはじまつたこと、近代日本がはじまつたことがわかるはずである。かれの書物のなかには、ある新しい精神がある――不安な、好奇心旺盛な、感受力鋭敏な新精神が、かれのうちにはさまざまの新発見に対する驚異があり、地平線をひろげることへの欲びがある』ことが主な理由とされている。

本章の最も主要な部分は第四章の「本多利明とヨーロッパ発見」であろうが、第三章の「もすこうびあからきた奇妙な便り」の一部を占めるベニョヴスキー男爵の話がすこぶる面白い。おもしろいだけでなく、かれの誇大妄想が当時の日本や他の国々にまきおこした反響が重大である。

第五章の「北方の探険者」と第六章の「平田篤胤と洋学」は本書の第二版で初めて書き加えられたもので、前者では最上徳内と間宮林蔵がとくに語られ、後者では平田篤胤の洋学を利用した国粹観が示されている。

終りに註釈と略年表と参考文献と索引が付いている親切な訳述書である。総紙数三二六ページ。(T・O)

万年甫訳編「神経学の源流 1」を読んで

大島蘭三郎

本書はフランスで起った近世神経学の歩みを足指現象で有名なJ・F・F・パバンスキーの主要な業績を説明しながら説こうとするもので編者の意図したところは余す所なく成功している。日本でこのような著作は類の少ないものだけに編者が本書を公けにされた労を多としたい。

全文八章から成り、第一章 ババンスキーとシャルコー――

学問の系譜・その生涯と業績――第二章 シャルコー「筋萎縮性側索硬化症」観察と記載の典型――第三章 足指現象に

ついて――分析より総合へ――第四章 器質性片麻痺とヒステリー性片麻痺との鑑別診断――シャルコーより出てシャルコー

を越える――第五章 臑および骨反射――臨床神経学を支えるもの――第六章 小脳症状について――ババンスキー以前とバ

バンスキー以後――第七章 防衛反射―現象とその解釈――第八章 神経症候学序論―ババンスキーの根本的立場―に分

けて記述し、ほかにババンスキーの業績総目録を掲げ、参考文献、索引を附している。

第一章はその副題にあるように近世神経学の流れの源をなしたシャルコーとババンスキーの生涯と業績とを紹介したもので、いわば本章の序章をなすものであるが、きわめて適切に書かれている。読む人をしてつぎの章を読む意欲を抱かせるに十分なものがある。

第二章はシャルコーの論文、第三章以下はババンスキーの業績のなかで、この書を編むのにふさわしいと思われるものを選んでそれぞれの全文を訳出してある。もちろん各章のはじまりには心の行き届いた解説がなされている。

これを要するに本書に良い本である。どんなにはめてもほめても過ぎることのない本である。神経学に携わっている人、関心のある方々は申すまでもなく、ひろく、医学界一般にもぜひ読んで頂きたいと切望する。

矢数道明著『明治百年漢方略史年表』

大塚 恭男

明治百年の漢方医学の歴史は一言で云えば忍従と抵抗の歴史である。西洋医学の受容から定着までの過程の輝しい栄光のかけにかくれて、信ずるもののためにかたくに妥協を拒みつつ、むくわれることの少ない生涯をおくった群像の姿がそこにある。

著者の矢数道明氏は現代屈指の漢方の臨床家であり、又多
年日本医史学会の会員として多くの業績をのこされ、現在は
理事として学会の発展に大きな貢献をされていられることは
周知の通りである。

このたび、明治百年をむかえるにあたって、「明治百年漢
方略史年表」を作製され、加うるに「明治百年漢方医書及び
雑誌出版の消長」、「恩賜神農像祭祀変遷年代表」、「明治以降
漢方関係代表的雑誌一覧表について」、「林静斎『経歴漫誌』
抄」、「明治百年漢方医学の変遷とその現況」、「国幹浅井篤太
郎先生を懐う」等の一連の論文を集めて、表記の単行本の形
で出版された。

これらの論文は、ほとんどが昭和四十三年度中に新しく書
きおろされ、著者の主催する東亜医学協会の機関紙「漢方の
臨床」誌上に発表されたものであるが、一部は旧稿に加筆訂
正のうえ再録されたものである。

漢方医学には湯液のほか針灸があるが、本書では原則と
して湯液治療に関係のあるものについてのみ叙述されてい
る。

読者は「年表」の客観的な事実の記録から、この百年に漢
方医学の歩んだ道をさまざまな感慨をもつて受けとれること
と思う。又、一方、「明治百年漢方医学の変遷とその現況」
によつて、この百年の歴史を踏まえて、新しい転機に立とう
としている現代の漢方医学の指導者としての著者の信念と気
魄に触れることができるであろう。

又、本書には幾つかの珍しい写真が収載されており、読者は
りれらによつて、生々しい歴史の断片に触れることができる。
本書は著者六十三歳の記念出版として、百部限定の私家版
として刊行された。非売品であるが、「但し希望者は送料五
〇円切手封入申込まれれば一部に限り進呈します。」と奥付き
に記されている。

論文抄読

Francisco Guerra: Juan de Valverde de Anusco.

Clio Medica Vol. 2, pp. 339—362, 1967.

本篇は第一部と第二部に分れており、第一部では、近年（一九六四、一九六六）ローマ大学の Pazzini 教授が新しくみつかった Andreas Vesalius の肖像画として発表したもの（原物は米國ボルチモアの Walter 美術館にあり、No. 37.1106）フランス人 Juan de Valverde de Anusco の肖像にちがいないと論じている。その根拠はこの絵の由来・環境（図の背景）・人物が手にしている本・顔貌・紋章の順に述べている。結論として一五五四年ごろローマで Gaspar Becerra が当時およそ二八歳の Valverde を描いたものであると云う。

第二部では Valverde がいかなる人物があつたかを詳しく述べている。生没年が不明だが、遅くとも（一五二五年ごろには生れ、一五八八年より前に死んだとする。しばしば Valverde は Vesalius の解剖書を剽竊した者と評せられるが、その悪評は当たらない。彼が Vesalius の本の内容を訂正したり、新しく書いた点が甚だ多いのである。彼じしん最初に解剖書を出版した一五五六年までにパドア、ピサ、ローマで一二年間も実地の解剖をやつていた。彼の解剖書は欧州でよく読まれて、一六・一七世紀に一一の版と翻訳が重ねられた。Castiglioni は Valverde の解剖書は the most read and the most studied book of the Renaissance と評して

いる。肺循環は Valverde により発見されたとスベインの医学者たちが主張してゐる。彼は温健で公平な人物であり、Vesalius から悪罵なれども逆わず、むしろ Vesalius の功績を賞め讃えてゐる。しかし解剖学における Vesalius の勤勉さを疑つて書いた所もある。

Valverde の処女作は枢機卿 Verallo への衛生上の忠告 Consilia であり一五五二年パリで出版された。古典にわたる彼の博学ぶりがよく示されている。（TO・生）

Edith Heischkel-Artelt: The Concept of Baroque Medicine in the Development of Medical History. Actes du dixième congrès international d' Histoire des Sciences. Hermann, Paris, 1964, pp. 913—926.

マインツ大学の医史学教授エディス・ハイシュケル・アルテルト女史が一九六二年に米國のニューヨーク州イサカ Ithaca で開かれた第二〇回国際科学史学会で発表した講演内容とおもわれる。バロック医学とはジーゲリストが一九二八年に唱え始めたもので、ウエルフリンの「芸術史の基礎概念」につよく影響された説と思われる。ハーヴェイの血液循環論（一六二八）がその中心をなし、数理的なとり扱いが医学の研究にとり入れられ、解剖学は anatomia animata すなわち生理学に変つていつた、このバロック医学という考え方は世界じゅうの学徒に刺激を与えたが、その後の相次ぐ研究により必ずしも妥当でないことがわかつた。数理的なとり扱

いは古代ギリシア以後少しはみられるし、第十七世紀に生理学が勃興したとはいえ、解剖学じしんもこの世紀に大きい進歩をした。また医学のパロックが他の芸術などのパロックと時代があまりよくは一致せず、時期の問題は人によつても解釈がちがう。その点はルネサンスについても同様である。そういう時代区分を医学史で濫用するのに警告している人があつた。

結論としてジーゲリストの提唱したパロック医学の考え方は多くの研究者を刺激した効果は大いにあつたが、研究の結果あまり正しいものとはいえないことがわかつた。

(T・O生)

Richard Pankhurst: The History and Traditional Treatment of Smallpox in Ethiopia, Medical History, Vol. 9, pp. 343—355.

この論文はエチオピアでの天然痘の流行の歴史と治療の変遷を述べている。

エチオピアに天然痘の流行の発生を述べた最初の記録は、西暦三七〇年頃軍隊によりエチオピアからアラブに天然痘がもちこまれたというアラブの伝承にみる。又、中世のエチオピアの王室編年史に何回か伝染病の大流行があり、大多数の死者を出した記録があるが、この伝染病が天然痘である可能性が大きい。

天然痘とはっきり記された記録はエチオピアに外国人の旅行者が入り、彼等の書いたものからである。その最初はスコ

ットランドの歴史家 J. Bruce の報告で、一七世紀後半に天然痘の大流行があつたという。それより後の大流行の記録は十八世紀に二回、十九世紀には十二回あり、二十世紀になつて一九〇四年から翌年にかけてのものが最後となり、その後は地方的な流行が今世紀半ばまで記録されている。

治療は人痘接種法が早くから行われていたらしいが、この最初の記載は十九世紀初頭、Pearce による。これによると、天然痘が発生するとその地方の子供が集められ、接種技術のすぐれた者 (Dofier) の許に集団で行き、接種をうけたという。

人痘接種以外の予防法に発生地からの集団的逃避、罹患者の家をもろともに焼きはらう方法があつた。又、魔法、迷信も盛んであつた。

牛痘接種法がエチオピアに導入されたのはヨハメス皇帝時代 (19世紀後半) で、この時は皇族らに限られて行われた。これが一般に行われたのは一八九八年五月十二日であり、フランス宣教医 Wurtz が中心となって実族した。彼の記録によれば、民衆はこれを熱狂的に受けたという。20世紀になると政府は種痘接種をうけるように布告を度々出している。

G. Seiffert u. Du Dscheng-Hsing: Zur Geschichte der Pocken und Pockenimpfung, Sudhoffs, Archiv Bd. 30, 1937, S. 26—31.

この論文は中国での天然痘と種痘の歴史を主に扱っている。従来、天然痘の記載と断定できるもので最古のものはア

レキシンドリアの医師 Aron にするもの（六三二年）とされていた。しかし、中国では葛洪の肘後備急方（三一七年頃）に天然痘の記載がある。従ってこれが世界で最古のものとなる。

葛洪の記載によると、中国に天然痘の入ったのは後漢建武の頃（西暦五〇年）で匈奴との戦いの捕虜から拡がった。そこでこの病気を虜瘡と呼んだという。

天然痘の起源はカリブ海沿岸と考えられ、ペストと同じ経路で世界に拡がったのである。

中国での種痘はこれより約千年後、北宋の仁宗（一〇二三—一〇六三）の頃、チベットとの国境の山中に住む僧から始まったという。従って、種痘は中国の発明でなく、インドから伝わってきたものであろう。

牛痘接種は一八〇五年、東インド会社の英医が中国で最初に行った。それと時を同じくして中国人医師がマカオへその方法を修得しにでかけている。一方、北支でも、ロシア人医師が早くから牛痘接種を行ったが、一般に広く行われるには至らなかった。

牛痘接種法が西洋医学を学んだ医師だけでなく、古来の方法をとる医師にも早くから用られたのは人痘接種では危険が大きかったことにもよるが、この方法が人痘接種に似ているので、それを中国的に理解し、同化したことによる。

著者は中国人の書いた牛痘接種の本として邱活川の引痘略を紹介している。（S・S抄）

日本医史学会関西支部講演会

京都大学人文科学研究所長藪内清博士が今春停年退官され、日本医史学会関西支部と蘭学資料研究会関西支部の共同主催により、三月十六日（日）午後一時より、京都大学人文科学研究所において記念講演会が行われた。当日の演題は左記の如くであった。

- 一、岡山藩医学館オランダ人教師ロイトルについて
中山 沃（岡山大学医学部）
- 二、阿蘭陀名目語と阿蘭陀音語について
中村 孝志（天理大学）
- 三、「霞関掌録」（春風館蔵）寸見
末中 哲夫（近畿大学）
- 四、旧外島保養院の奇しき運命
桜井 方策（長島愛生園）
- 五、伊万里焼ランビキ残欠供覧示説
岩治 勇一（大野市）
- 六、明治期西欧医学受容の省察
宗田 一（吉富製薬）
- 七、中国の賢者の石
宮下 三郎（武田薬工研究所）
- 八、ゴメスの天球論をめぐるつて
今井 湊（京大地学観測所）

日本医史学会々則

第一条 本会は日本医史学会と称する。

第二条 本会は医史を研究しその普及をはかることを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

一、年一回、総会を開く。

二、本会の機関誌として『日本医史学雑誌』を発行し、これを会員にわかす。

三、随時、地方会、例会を開き、研究発表、展覧などを行なう。

四、日本の医史学を代表して内外関係学術団体との連絡協力をはかる。

五、その他の事業。

第四条 本会の主旨に賛成しその目的達成に協力しようとするものは、理事または評議員の紹介を経て会員となることができる。

第五条 会員は会費とすて年額一五〇〇円を前納する。ただし外国に居住する会員は年額一〇ドルとする。

会員は研究発表および本会の事業に参加することができる。

本会に名誉会員と賛助（維持）会員をおくことができる。名誉会員は本会の事業に多大の貢献した者を評議員会の議をへて推せんする。賛助会員は本会の趣旨に賛同し、年額一万円以上を収める者とし評議員会の議をへて推せんする。

第六条 本会に次の役員をおく。

一、役員は理事長、会長、評議員、幹事とする。

二、理事長は一名とし理事会で互選し本学会を代表する。

三、会長は年一回の総会を主催し、その任期は総会終了の日までとする。

会長は理事会の推せんにより理事長が委嘱する。

四、理事および評議員はそれぞれ若干名とし理事会および評議員会は本会の重要な事項を議決する。

評議員は普通会员の中より、理事会および総会の議を経て理事長が推せんする。

理事は評議員の中より評議員会の推せんにより

理事長が委嘱する。

五、本会の実務を処理するため、常任理事二名、幹事若干名をおく。常任理事は理事より、幹事は会員より理事長が任命する。

六、役員の内任期は二年とし重任を妨げない。(ただし会長を除く)

以上の役員は總會の承認を得るものとする。

第七条 本会の事務所は順天堂大学医学部医史学教授室内

(東京都文京区本郷二の一)に置く。

第八条 本会は理事長の承認により支部または地方会を設けることができる。

第九条 会則の変更は總會の承諾を要する。

『日本医史学雑誌』投稿規定

発行情日 年四回(一月、四月、七月、十月末日)とする。

締切は発行月の二か月前とする

投稿資格 原則として本会々員に限る。

原稿形式 原稿は他雑誌に未発表のものに限る。和文の表

題、著者名のつぎに英文表題、ローマ字著者名

を記し、本文の終りに英文抄録を添えること。

原稿は二百字または四百字詰原稿用紙に縦書きのこと。

原稿の取捨選択、掲載順序は編集委員が行なう。また編集の都合により加除補正することもある。

原稿枚数 表題、著者名、本文(表、図版等を除く)で三

印刷ページ(四百字原稿用紙で大体七枚)までは無料とし、それを越えた分は一印刷ページあたり一五〇〇円を著者の負担とする。

校正 原著については初校を著者校正とし、二校以後は編集部にて行なう。

別刷 投稿者には論文掲載紙を五部無料贈呈する。別刷希望者には五十部単位で実費にて作成する。

原稿送り先 東京都文京区本郷二丁目一の一

順天堂大学医学部医史学教授室内 日本医史学会

編集委員 大島蘭三郎(委員長) 石原明 杉田暉道 大

塚恭男 酒井シヅ

日本医史学会役員氏名 (五十音順)

- 理事長 小川 鼎三
 会長 鈴木 勝
 副会長 今田 見信
 常任理事 石原 明 大鳥蘭三郎
 理事 安西 安周 赤松 金芳 阿知波五郎
 今田 見信 石川 光昭 内山 孝一
 梅沢彦太郎 大久保利謙 大塚 敬節
 大矢 全節 緒方 富雄 岡西 為人
 蒲原 宏 佐藤 美実 杉 靖三郎
 鈴木 正夫 鈴木 勝 宗田 一
 竹内 薫兵 津崎 孝道 戸苅近太郎
 中野 操 平塚 俊亮 三木 栄
 矢数 道明 吉岡 博人 和田 正系
 評議員 安芸 基雄 石田 憲吾 今市 正義
 岩治 勇一 王丸 勇 大塚 恭男
 金城 清松 久志木常孝 鮫島 近二
 清水藤太郎 杉田 暉道 高山 担三
 田中 助一 津田 進三 中泉 行正
 中沢 修 中山 沃 長門谷洋治
 服部 敏良 福島 義一 藤野恒三郎
 丸山 博 松木 明知 三浦 豊彦

- 幹事 三廻 俊一 山形 徹一 山田 平太
 大塚 恭男 酒井 シヅ 杉田 暉道
 谷津 三雄

「日本医史学雑誌」のバックナンバーについて

日本医史学雑誌五巻一号(復刊一号)―昭和二九年―から十四巻四号―昭和四三年―までのバックナンバー揃いを一万五千円―巻を千五百円、一号を四百円の会員価格で頒布しています。御希望の方は日本医史学会事務所宛に申込み下さい。

訃報

日本医史学会理事 安西安周氏逝去 永らく病氣静養中であつた安西安周氏は四月四日午後十時横浜市戸塚区中田町の自宅でついに長逝された。享年七十九。本会を代表して大鳥理事が靈前に詣で冥福を祈願した。

安西氏は古くからの本会々員で、また理事としても永い間本会のために尽瘁された。その白いあごひげの温顔の和服姿は特異の存在であつたが、殊に印象が深かつたのは日光下駄を履かれていつもかわらないことであつた。先生は栃木県今市町の在に

お生れと聞くが、日光下駄を終始愛用されたのはその筆名の由来と共に先生の郷土愛の深きことを明示するものと考えたい。漢方を以て医業を開き、独自の診療を行なわれるかたわら本会々員として毎年の総会、毎月の例会に必らず参加されていたが、一年程前からそのお姿に接し得なくなり、一人淋しさを覚え続けていた折である。学会等で時至らば堂々の論を吐かれた姿はなおはつきりと思ひ浮かんで来る。さきに山崎・藤井・青木の三博士を失ない、今また安西先生の訃報を聞くのは本会の一大損失である。

昭和四十四年四月二十五日 印刷
 昭和四十四年四月三十日 発行

日本医史学雑誌

第十五巻 第一号
 編集者代表 大鳥 蘭 三郎
 発行者 日本医史学会
 印刷者 柏 原 義 治
 発行所 日本医史学会

東京都文京区本郷一―二―
 順天堂大学医学部医史学教室内
 郵便 番号 一―一三番
 振替 東京 一五二五〇番

あらゆる出血対策に

従来の止血剤とは異なる ——《新強力抗プラスミン剤》——
 全く新しいタイプの
 総合的な止血剤です

トランサミン

(一般名トランエキサム酸) **TRANSAMIN**

トランサミンは、従来の止血剤とは異なる新しいタイプの止血剤で出血量の減少、止血日数の短縮はもとより、出血時間の短縮、凝固時間の短縮、トロンビン活性値の改善、繊維素溶解現象の抑制などに著明な効果を示し、弊社が自信をもって推奨出来る止血剤です。

▶ 特 長

- 1) あらゆる出血に確実な効果を示す。
 - ☆出血量の著明な減少と止血日数の短縮
トランサミンを術中、術後に使用することによって、出血量が3～4割減少出来止血するまでの時間が著明に短縮されます。
 - ☆出血時間の短縮
術後の出血時間は一般に延長しますが、トランサミンを投与することによって出血時間が短縮されます。
 - ☆凝固時間の短縮
出血性疾患あるいは術後では凝固時間の延長がしばしばみられますが、トランサミンを投与することによって、正常範囲に改善されます。
 - ☆血小板数の改善
手術侵襲によって、血小板数が一般に減少しますが、トランサミンを投与することによって、血小板の減少を防ぐことが出来ます。
- 2) 副作用が非常に少ない
トランサミンは毒性が低いため、副作用がほとんどみられません。まれに軽度の胃腸障害をみるることがあるていどです。
- 3) 効果の発現が早い
トランサミンは吸収が早く、短時間で最高血中濃度に達し、作用時間が長いので高分子の止血剤に比べて、速効性があります。

▶ 適応症

- ☆内科・小児科
出血性疾患（紫斑病、再生不良性貧血、血友病、癌、白血病など）の異常出血および症状、肺結核などの咯血、血尿、腎出血
- ☆外科
手術時の異常出血、外傷性出血
- ☆産婦人科
手術時の異常出血、性器出血
- ☆泌尿器科
腎出血、手術時の異常出血、前立腺肥大症、以上の適応のほか、トランサミンの広範囲な臨床報告により湿疹、蕁麻疹、扁桃炎、咽・喉頭炎、口内炎、輸血時の副作用、レ線宿醉などに有効であることが確認されています。

▶ 用法・用量

- カプセル：通常1回1～2カプセルを1日3～4回服用します。
 注：1日1～2管を1～2回に分けて静注または筋注します。
 術中・術後など必要に応じて1回2～10管をそのまま、あるいはリンゲル、ブドウ糖液などに混ぜて点滴静注します。
 S 注：通常成人1日量を使用しますが、年齢・症状により適宜増減します。
 シロップ：通常下記1日量を3～4回に分けて服用します。

▶ 包装・薬価基準

	包 装	薬 価
カプセル (250mg)	100cap・500cap	1cap 28円20
注 (5%)	5 ml 10A・50A	1A 109円00
S 注 (10%)	2.5 ml 10A・50A	1A 109円00
	10 ml 10A・50A	1A 350円00
シロップ (5%)	100ml・500ml	1ml 7円00

100,000 医家の週刊医学雑誌

最も親切なる臨牀医家の好伴侶

毎週土曜日発行

定価 5部判
三ヶ月分 六ケ月分

三、二六〇〇円
一、二〇〇〇円

送料 十八円
送料 共 共

週刊

日本医事新報

清新潑刺・充実無比

— 新らしき医学の動向を知るために —

「学説」「学会印象記」「カラー・グラビア」「MEDICAL・ESSAY」「時論」「ニュース」「学会案内」「学位授与」「一週一話」「私の考え方」「質疑応答」「閑窓夜話」「お茶水たより」「人」「医事案内」其他

— 医家必読の有益記事全誌面に満載 —

東京都千代田区神田駿河台2の9
電話 東京 (292)1551(大代表) 振替東京 25171番

日本医事新報社

開業医家の好伴侶

医界新聞なら……

専門紙の「医事日報」を！

週2回 月・木 発行

タブロイド版 4P～12P

ほかに季刊に 40P～50P 特集発行

購読料

半年 800円

1年 1,500円

(送料とも)

監修 大島研三・林田健男

治験誌 薬物療法

○薬物療法の指針となるのを目的として毎月発行されます。

○この刊行物の特長は、集載された治験例に対して第三者による短評または質疑がかわされ筆者と読者とが一つになって紙上デスカッションされる新しい行き方の月刊誌です。

月刊 B5版

定価 250円 (送料70円)

1カ年 1,500円 (送料とも)

6カ月 3,000円 (送料とも)

ご購入は……

直接発行元もしくは最寄りの書店を通じて発行元へ申し込んで下さい。

大阪市東区淡路町3の6 船場ビル

TEL (231) 3276・8967 郵便番号541

東京都中央区日本橋本町2の5 協同ビル

TEL (241) 0232・4844 郵便番号103

振替口座 大阪20813

発行所 株式会社 医事日報社

Advertising

NIHON IGAKU KOKOKU SYA

医事誌広告代理店

日本医学広告社

東京都千代田区神田駿河台2ノ9 (292)6961(代表)

(日本医事新報社ビル三階)



高血圧の治療指針収載
薬価基準収載



Hypotenseur "ambulatoire" 〈外来用降圧剤〉

☆新しいレセルピリン系の血圧降下・安定剤

パラテンシオール®

〈本質〉 塩酸レセルピリン酸ジメチルアミノエチル

〈特長〉 本剤は新しいレセルピリン系の合成血圧降下剤で、従来のレセルピリン系の化合物に比し次の点ですぐれている

- ★作用は緩和であり 血圧を過度に降下させることがなく 安定した降圧効果を示す
- ★高血圧症に随伴する頭重感 頭痛 耳鳴りなどの自覚症状の改善が著しい
- ★忍容性が良好で 副作用がきわめて少なく長期投与に適する
- ★下痢 鼻閉 抑うつ症状などを起こさず また消化性潰瘍惹起作用もない
- ★コレステロール増加作用を示さず また心電図にも変化をおよぼさない

〈適応症〉 高血圧症(本態性・腎性)

〈包装〉 糖衣錠(7.5mg):120錠(6錠×20)600錠(6錠×100)1500錠(6錠×250)

〈薬価基準〉 パラテンシオール糖衣錠(7.5mg) 1錠当り25.60円



製造 = 吉富製薬 販売 = 武田薬品
提携 = Latéma 社〈フランス〉

NIHON ISHIGAKU ZASSHI

Journal of the
Japanese Society of Medical History

Vol. 15. No.1

Apr. 1969

CONTENTS

Original articles

- Supplements to the Biography of
Kurisaki Dayu.....Ranzaburo Otori...(1)
- Some Problems of Ankaido, the Rangaku School of
Shindō Tsuboi Kazuo Katagiri...(6)
- Ankaido and Nissyudo, Rangaku Schools
..... Kazuo Katagiri...(9)
- Did a Physician Shoen Karasuyama Belong
to the Shonai Feudal ClanAkitomo Matsuki...(12)
- Koan Ogata's & Ikuzo Ogata's Letters to Dainen
Yamanari Koji Oda...(16)
- Notes of the Society**(21)
- Materials**(31)
- Notes from monthly meetings**(18)
- Miscellaneous**(25)
-

The Japanese Society of Medical History
c/o Department of Medical History
Juntendo University, School of Medicine
Hongo 2~1, Bunkyo-ku, Tokyo